

川越市教育振興基本計画

生 きる力と学びを育む

川越市の教育

平成23年度～平成27年度

川越市・川越市教育委員会



川越市民憲章

先人の輝かしいあゆみにより、すばらしい歴史的遺産をもつ川越。わたくしたちは、このまちに生きることに誇りをもって、さらに住みよい魅力あふれるまちづくりをすすめていくことを誓い、ここに市民憲章を定めます。

- 1 郷土の伝統をたいせつにし、平和で文化の香りたかいまちにします。
- 1 自然を愛し、清潔な環境を保ち、美しいうらおいのあるまちにします。
- 1 きまりを守り、みんなで助けあう明るいまちにします。
- 1 働くことに生きがいと喜びを感じ、健康でしあわせなまちにします。
- 1 教養をふかめ、心ゆたかな市民として、活力にみちたまちにします。



生きる力と学びを育む川越市の教育

－ 川越市教育振興基本計画 －

(平成23年度～平成27年度)

はじめに



少子高齢化、国際化、情報化、環境問題など、今、社会は大きな変革期を迎えています。

本市におきましては、第三次川越市総合計画で「学びと交流を深め、豊かな心と文化をはぐくむまち」を目標とし、さまざまな施策を推進しており、平成22年4月からは、文化スポーツ部を新設しその振興に努力しています。

そのような中、教育基本法の改正に伴い、国は平成20年7月に「教育振興計画」を策定、埼玉県では平成21年2月「生きる力と絆の埼玉教育プラン」を策定しており、各自治体には、これからの時代にふさわしい教育を実現するための具体的な施策を示し、市民共通理解の下で、教育施策を推進していくことが求められています。

そこで、本市では更なる教育の充実を目指し、教育施策を総合的かつ計画的に推進していくための計画「生きる力と学びを育む川越市の教育～川越市教育振興基本計画～」を策定しました。

この計画では「次代を担いたくましく生きる児童生徒の育成」「ふれあいと思いやりのある地域社会の実現」「心豊かで生きがいを持てる市民社会の実現」を目標に掲げ、さまざまな施策を推進することにより、「生きる力と学びを育む川越市の教育」の実現を目指すこととしています。

豊かな歴史や文化は本市の誇りであり魅力でもあります。私は、これらを生かした川越らしい品格あるまちづくりを進めるためには、主役となる市民一人ひとりを育てる「ひとづくり」が重要と考えております。将来の川越を担う子どもたちが、知・徳・体のバランスが取れた力と、自立して社会で生きていく基礎を身に付けられるよう、計画を推進してまいりますので、市民の皆様の一層の御理解と御協力をお願いいたします。

平成23年2月

川越市長 川合善明

川越市教育振興基本計画の策定にあたって

教育委員会では、これまで、第三次川越市総合計画の施策の基本目標「学びと交流を深め、豊かな心と文化をはぐくむまち」の実現に向け、毎年度、「教育行政の方針と重点」を定め、施策の推進に取り組んでまいりました。

こうした中、平成18年12月に教育基本法が改正され、その17条では、国に教育の振興に関する施策の総合的な計画を策定することを義務付け、地方公共団体においては、地域の実情に応じた教育の振興に関する計画を策定するよう努めなければならないとされています。

このため、本市では「教育委員会」、「川越市教育振興基本計画策定会議」及び「川越市教育振興基本計画策定懇話会」で検討を重ね、「川越市教育振興基本計画」を策定いたしました。

計画の策定にあたりましては、市民の皆様から貴重なご意見をいただき、深く感謝申し上げます。

教育委員会といたしましては、計画で掲げた基本理念「生きる力と学びを育む川越市の教育」を踏まえ、さまざまな施策に積極的に取り組んでまいります。

そのため、学校・家庭・地域の連携をさらに進め、地域ぐるみの教育を振興し、児童生徒の「生きる力」を育む教育を推進するとともに、社会教育の充実を図るため、市民の学習環境や機会を総合的に整備してまいります。

市民の皆様におかれましても、「生きる力と学びを育む川越市の教育」の実現に向けご協力いただきますようお願い申し上げます。

平成23年2月

川越市教育委員会

目 次

第1章 総 論

1	計画策定の背景と趣旨.....	2
2	計画の位置付け.....	3
3	計画の期間.....	3
4	教育を取り巻く社会状況の変化.....	4
5	本市教育の状況.....	6
6	基本理念と3つの目標.....	10
7	5つの方向性.....	12
8	計画の全体像.....	13
9	施策体系.....	14

第2章 各 論

方向性Ⅰ 生きる力を育む学校教育の推進

施策1	生きる力と豊かな人間性を育む教育の推進.....	18
施策2	安全・安心で質の高い教育を支える教育環境の整備・充実...	34

方向性Ⅱ 活力ある地域を創る生涯学習の推進

施策1	家庭・地域の教育力の向上.....	40
施策2	生涯にわたる学習活動の推進.....	42
施策3	生涯学習環境の整備・充実.....	46

方向性Ⅲ 歴史文化の継承と新しい市民文化の創造

施策1	文化財の保存・活用と芸術文化活動の充実.....	50
-----	--------------------------	----

方向性Ⅳ 多文化共生と国際交流・協力の推進

施策1 多文化共生と国際交流・協力の推進.....	56
---------------------------	----

方向性Ⅴ 生涯スポーツの推進

施策1 生涯スポーツの推進.....	60
--------------------	----

第3章 計画の推進

1 計画の推進.....	64
2 施策の目標.....	64

資料

1 用語の説明.....	70
2 川越市市民満足度調査報告書（抜粋）.....	76
3 川越市教育振興基本計画策定経過.....	81
4 川越市教育振興基本計画策定会議設置要綱.....	82
5 川越市教育振興基本計画検討懇話会設置要綱.....	83
6 意見等の結果.....	84

第 1 章 総論

1 計画策定の背景と趣旨

近年の社会状況は、少子高齢化、国際化、情報化、環境問題など、急激に変化しています。教育分野においても学校におけるいじめ・不登校や非行問題行動、学ぶ意欲の低下、家庭や地域の教育力の低下などさまざまな問題が生じています。

このような状況により、国は教育の在り方を根本にまでさかのぼって見直すことが必要であるとして、「21世紀を切り拓く、心豊かでたくましい日本人の育成」を目指した教育改革を進めていくため、平成18年12月に約60年ぶりとなる教育基本法の改正を行いました。

改正された教育基本法では、これまで掲げてきた人格の完成、個人の尊厳などの普遍的な理念は継承しつつ、新たに「知・徳・体の調和がとれ、生涯にわたって自己実現を目指す自立した人間」、「公共の精神を尊び、国家・社会の形成に主体的に参画する国民」、「我が国の伝統と文化を基盤として国際社会を生きる日本人」の育成を目指すことを明確にし、そのような教育を実現するために必要な教育の目標や生涯学習の理念等が規定されました。

教育基本法第17条では、国に教育の振興に関する施策の総合的な計画(教育振興基本計画)を策定することが義務付けられ、地方公共団体においても、地域の実情に応じた教育の振興に関する計画を策定するよう努めなければならないとされました。

本市では、こうした教育を取り巻く状況を踏まえ、第三次川越市総合計画や教育分野における個別計画を策定し教育施策を推進してまいりましたが、今後より一層の推進を図るため、本市の教育の方向性を示す「川越市教育振興基本計画」を策定するものです。

改正された教育基本法（平成18年12月22日施行）

教育振興基本計画は第17条に規定されています。

（教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

2 計画の位置付け

本計画は、教育基本法第17条第2項に基づく川越市における教育の振興を図るための「川越市教育振興基本計画」として位置付けるものです。

また、第三次川越市総合計画を上位計画として、総合計画の個別計画として策定されている生涯学習や生涯スポーツなどの分野別計画との整合性を図り、本市の教育振興のために必要な施策を総合的かつ計画的に推進するものです。

第三次川越市総合計画

川越市教育振興基本計画

〔教育分野における個別計画〕

第二次川越市生涯学習基本構想・基本計画（後期計画）

川越市文化芸術振興計画

第三次川越市国際化基本計画

第二次川越市生涯スポーツ振興計画

3 計画の期間

本計画の計画期間は、平成23年度(2011年度)から平成27年度(2015年度)までの5年間とします。

4 教育を取り巻く社会状況の変化

〔少子高齢化〕

近年、少子高齢化の進行により人口構造が大きく変化し、年少人口の減少、老年人口の増加が顕著になっています。

少子化の進行に伴って、集団生活の体験が不十分な子どもが増加しています。また、核家族化により子育ての知恵が継承されず、子育てに不安を抱える保護者が増加しています。このような状況の中で、子どもたちの豊かな人間性を育むためには、家庭の教育力の回復と地域社会で子育てを支援していくことが求められています。

また、高齢化においては、高齢者が家庭や地域で生きがいを持って健康で暮らしていくために、多様な学習機会や健康を維持するための機会等の充実が求められています。

〔国際化と情報化〕

食糧や資源の確保など国際競争が激しさを増すとともに、ICT(情報通信技術)の進展もあり、あらゆる分野で国境を越えた相互依存関係が加速しています。

このような社会・経済面での国際化に対応するため、国際的な視野を持ち、国際社会において力を発揮することができる人材の育成が求められています。

一方、地域の国際化の進展に伴い、外国籍市民との相互理解など多文化間の共生が強く求められるようになっていきます。

また、ICTの普及とともに、情報セキュリティや情報モラルの確保などへの対応が求められています。

〔科学技術の進歩と環境問題〕

科学技術の進歩は、人々に生活の便利さや豊かさをもたらし、産業や社会の発展の原動力となっています。今後、より高いレベルへと発展させていくためには、その担い手となる人材を育成する必要があります。

一方、科学技術の進歩は、地球環境にも影響を与え、温暖化などさまざまな環境問題が生じています。

このため、人々の幸福の増進につながる科学技術の進歩や、環境保護に関する理解が求められています。

〔学校教育〕

社会が急激に変化している中、次代を担う子どもたちの自立と健やかな成長をサポートしていくためには、確かな学力、豊かな人間性、健康・体力の知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育むことが最も重要です。その具体的な手法として、新学習指導要領が、小学校は平成23年度から、中学校は平成24年度から全面実施され、高等学校や特別支援学校では、実施スケジュールに準拠して実施されます。学校においては、新学習指導要領への円滑な移行ができるよう、積極的な取組が求められています。また、中央教育審議会初等中等教育分科会では、現行の40人学級編制の標準の引き下げが言及され、今後、国の動向を注視しつつ、少人数指導や学校施設のあり方についても検討する必要があります。

このほか、いじめ・不登校問題の解決に向けた重点的な取組、勤労観・職業観を育てるキャリア教育の推進、児童生徒の健全育成に向けた心の教育、コンピュータを活用したICT教育の推進、外国語活動及び国際理解教育の推進などについて取り組んでいく必要があります。

学校施設については、子どもたちが一日の大半を過ごす場であるとともに、災害時には市民の避難場所となるなど重要な役割を担っていることから、校舎等の耐震化、老朽化への対応が求められています。

〔生涯学習〕

社会の大きな変化の中で、一人ひとりが、直面する困難な諸課題に立ち向かい、自ら乗り越えていく力を育むことが求められ、そのためには、一人ひとりが生涯にわたって学び続け、スポーツに取り組み、また、文化芸術活動などの生涯学習に取り組み、生きがいを持って生活することが必要とされています。

こうした市民一人ひとりが、生涯にわたり自ら意欲を持って学び、楽しむための活動の場の確保、情報提供、機会の充実などが求められています。

また、生涯学習では自分のための学習であると同時にその成果を社会に還元していくことも期待されており、そうしたしくみづくりが求められています。

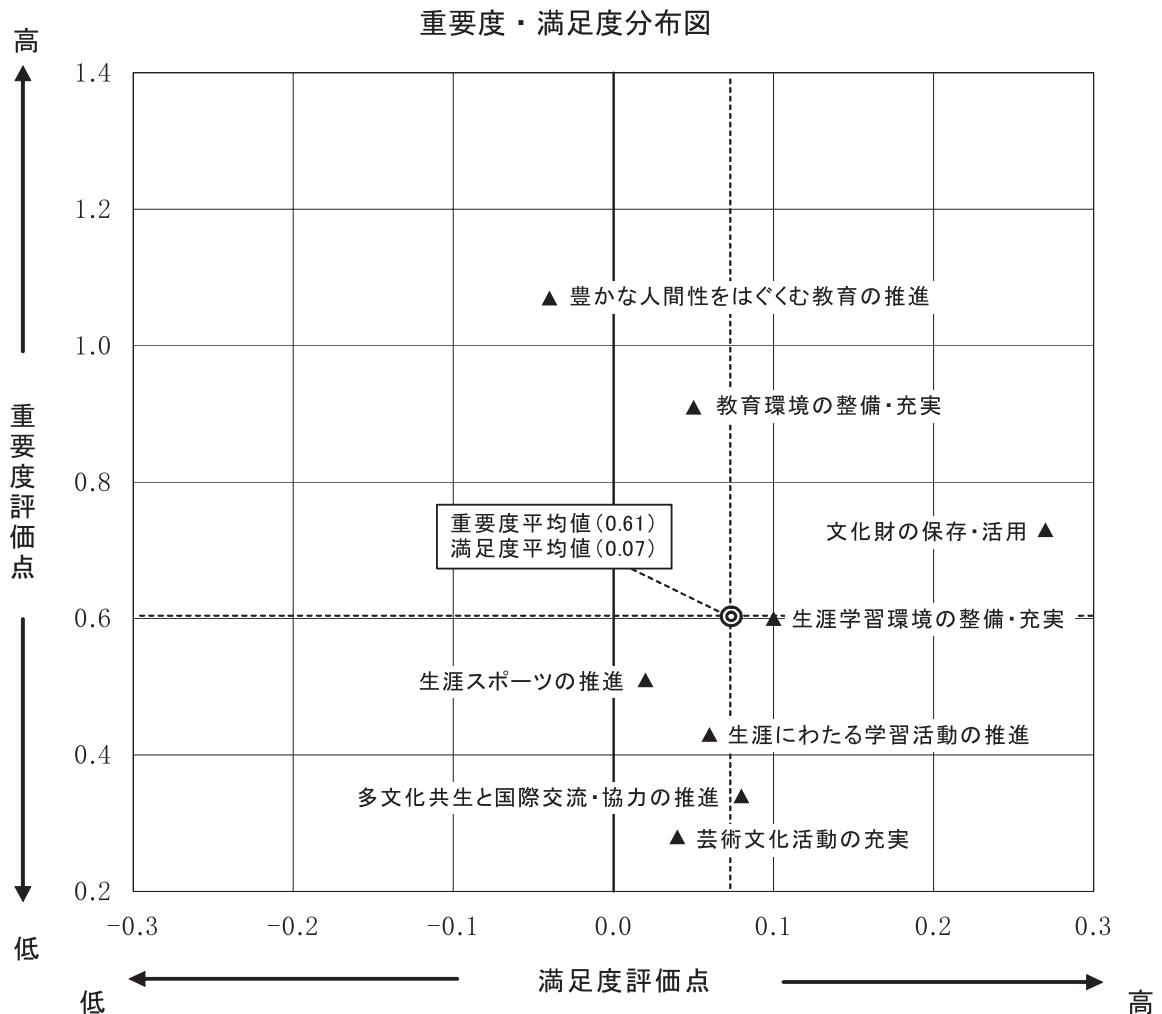
5 本市教育の状況

1 「施策の重要度」と「現在の満足度」の評価分布図

本市の教育について、平成20年7月に実施した川越市市民満足度調査報告書より、教育分野の調査結果(第三次川越市総合計画第2章の教育・文化・スポーツについて8施策)を抜粋掲載します。

満足度・重要度の比較をより明確にするために、下記の計算式にあるように数段階の評価に点数を与え評価点を算出し、満足度評価と重要度評価を相関させた分布図を作成した。

$$\begin{aligned} \text{重要度評価点} &= (\text{「重要である」} \times 2 \text{点} + \text{「まあ重要である」} \times 1 \text{点} + \text{「あまり重要でない」} \times \blacktriangle 1 \text{点} \\ &\quad + \text{「重要でない」} \times \blacktriangle 2 \text{点}) \div \text{回答者数} \\ \text{満足度評価点} &= (\text{「満足である」} \times 2 \text{点} + \text{「やや満足である」} \times 1 \text{点} + \text{「やや不満である」} \times \blacktriangle 1 \text{点} \\ &\quad + \text{「不満である」} \times \blacktriangle 2 \text{点}) \div \text{回答者数} \end{aligned}$$



※各施策の調査結果を、資料として掲載しています。(76 ページ参照)

2 学校教育の状況

(1) 学力について

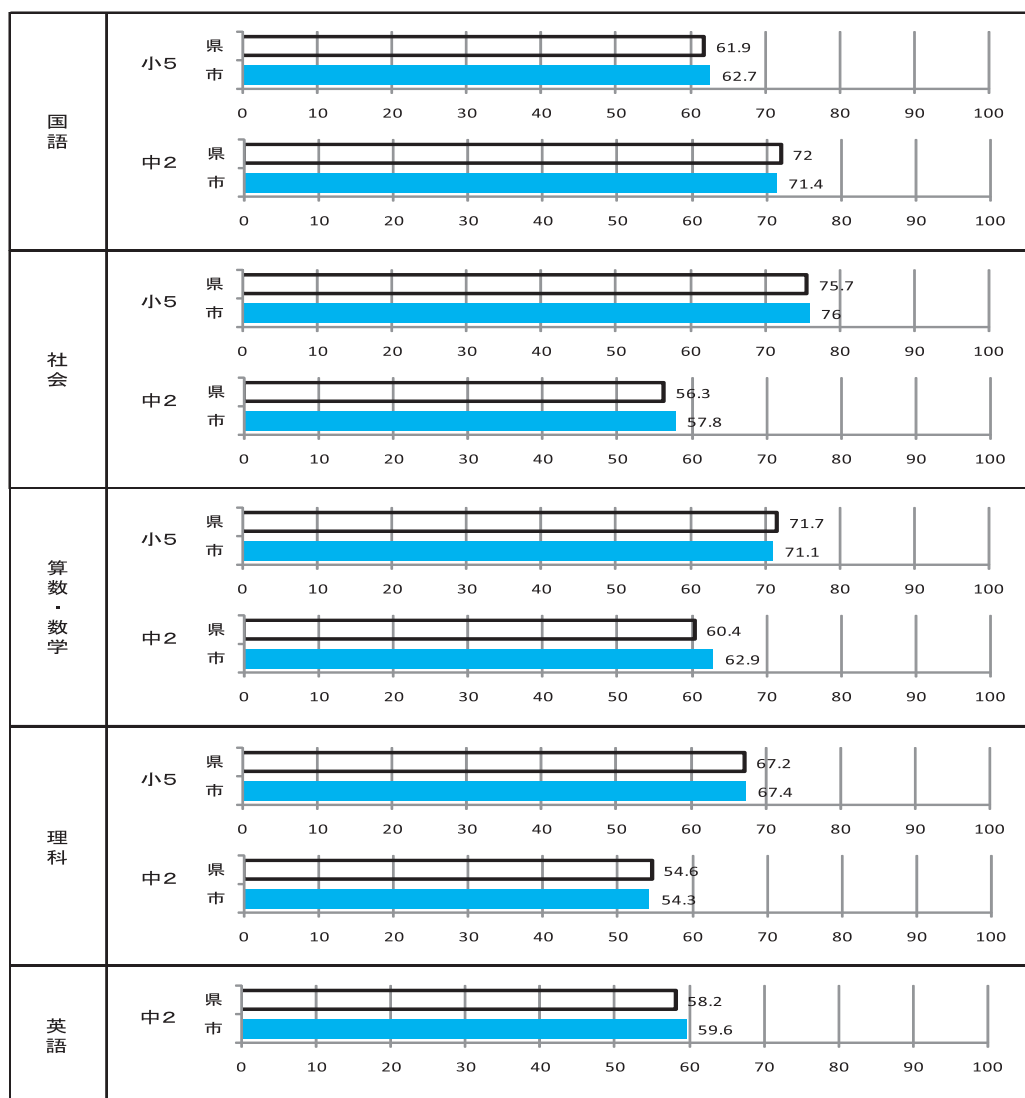
平成19年度から小学校6年生・中学校3年生を対象に実施した全国学力・学習状況調査の結果は、小学校では、国語・算数ともに知識・活用問題で全国平均を上回っており、中学校では、国語の知識・活用問題、数学の知識・活用問題で、ほぼ全国平均と同率です。

また、埼玉県の小学校5年生・中学校2年生を対象とした学習状況調査の結果は、ほぼ県平均と同率です。

更に、本市で実施している標準化された学力検査では、学年、教科によって若干の相違はありますが、ほぼ全国平均と同等あるいはやや上回る程度です。

【参考】

<埼玉県小・中学校学習状況調査(平成22年度)より>



※数値は、各教科とも4～5観点の平均値として算出

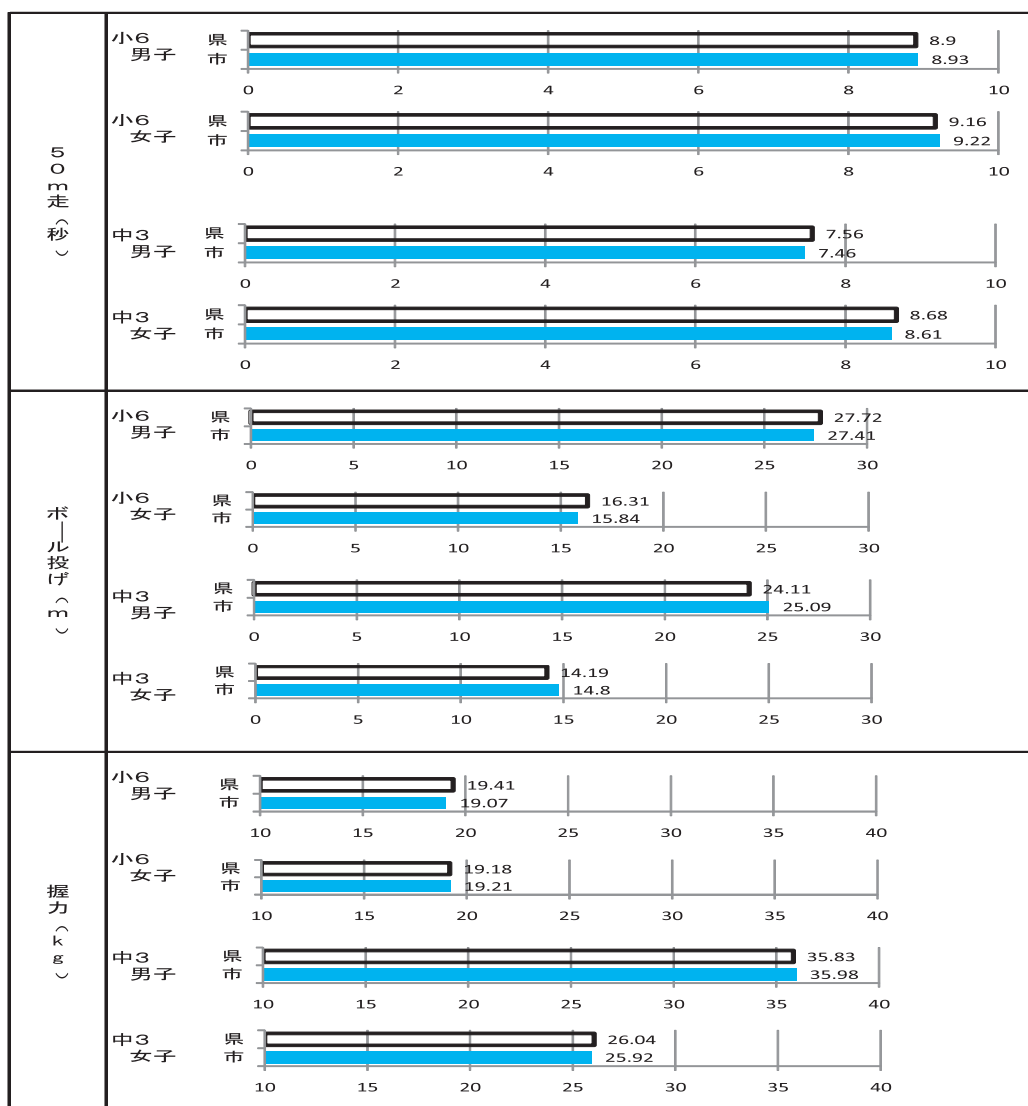
(2) 体力について

本市児童生徒の平成21年度の体力の現状は、小学校では、男女ともに、上体起こし、20mシャトルラン、ボール投げにおいて、多くの学年で向上が見られます。しかし、全体的に県平均値には、もう一歩という現状です。

また、中学校では、男女とも50m走、ボール投げについて全ての学年が県平均値を上回っています。しかし、柔軟性、敏捷性、持久力については、男女ともにやや下回っています。

【参考】

＜児童・生徒の「新体力テスト」平均値(平成21年度)より＞



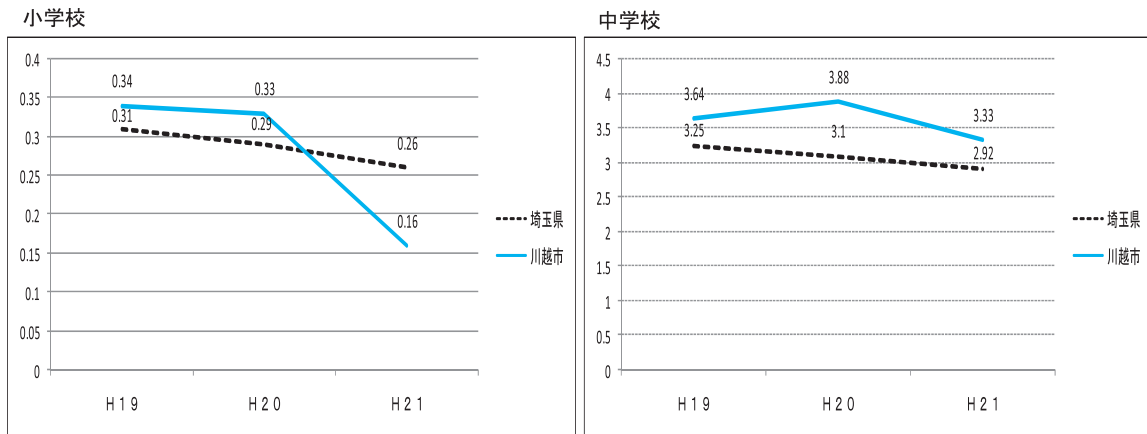
(3) 不登校について

年間30日以上学校に登校できない不登校児童生徒の出現率は、小学校では、県平均を上回っていましたが、平成21年度には、県平均を0.1ポイント下回りました。

また、中学校では、平成18年度までは、県平均を下回っていましたが、平成19年度から、県平均を上回り、喫緊の課題になっています。

なお、不登校となったきっかけとしては、友人関係をめぐる問題、極度の不安、無気力、怠学等の理由が多い状況です。

<不登校児童生徒の年間出現率(%)>



※何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、1年間に30日以上学校に登校できない児童生徒の割合

6 基本理念と3つの目標

教育を取り巻く社会状況の変化や本市教育の状況を踏まえ、教育振興基本計画の基本理念を次のとおり定めます。

生きる力と学びを育む川越市の教育

教育は、人と人とのふれあい、人と自然とのふれあい、人と社会とのふれあいの中で、自らの生き方について考え、実践をしていく力を養うために重要な役割を果たしています。

学校教育は、児童生徒が基礎・基本を徹底して「学び」、確かな学力を育成することにより児童生徒の個の能力を伸ばして自立した人間を育てること、また、学校内外の活動の中で多様な体験をして社会性を磨き、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育成することが求められています。

市民一人ひとりには、生涯を通じて「学び」、主体的に「生きる力」を高めていくため、興味関心に応じた生涯学習や生涯スポーツに取り組むことが求められ、更に学習の成果を地域社会に還元できるシステムを構築し、学校教育を支援していく力となることも期待されています。

第三次川越市総合計画では、「教育・文化・スポーツ」分野の基本目標を「学びと交流を深め、豊かな心と文化をはぐくむまち」としています。このまちづくりを実現するため、児童生徒をはじめ市民総ぐるみで常に「学び」、変化の時代の中で「生きる力」を身に付けることにより、豊かな市民社会の実現を目指し、本市の教育振興基本計画の基本理念を「生きる力と学びを育む川越市の教育」とします。

【参考】

「生きる力」について

平成20年3月に告示された学習指導要領に関する文部科学省パンフレット「生きる力・学習指導要領がかわります」では、

- ①基礎的な知識・技能を習得し、それらを活用して、自ら考え、判断し、表現することにより、さまざまな問題に積極的に対応し、解決する力
 - ②自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性
 - ③たくましく生きるための健康や体力
- などとしており、確かな学力、豊かな人間性、健康・体力の知・徳・体をバランス良く育てることが大切であるとしている。

本市の教育の基本理念を踏まえ、次に3つの目標を掲げます。

1 次代を担いたくましく生きる児童生徒の育成

子どもたちが、変化の激しい社会を意欲的にたくましく生き抜くためには、基礎的な知識や技能を習得し、知・徳・体のバランスの取れた「生きる力」を育むことが重要です。

そのため、中核市としての本市独自の教職員研修体系の充実を図り、教職員の資質を向上させ、学習内容・学習方法の工夫改善をし、分かりやすい授業を展開していきます。

また、子どもたちの体験を豊かにするため、地域社会と一体となった特色ある学校づくり、豊かな「学び」を保障する学校環境の向上、校種間連携等を推進します。

これらの取組を通して、「次代を担いたくましく生きる児童生徒の育成」を目指します。

2 ふれあいと思いやりのある地域社会の実現

子どもたちが基礎的・基本的な知識や技能を習得し、地域社会を構成していく市民としての資質を身に付けていくためには、地域に暮らす異年齢や異世代の人たちと、大いに交流するとともに、自然とのふれあいを通して、自然に対する畏敬の念などを醸成していくことも必要であり、その中で思いやりのある心も育まれます。

また、基本的人権は憲法に保障された権利であり、市民一人ひとりが人権意識の高揚と差別意識の解消に向けた教育・啓発を図るとともに、学校や地域における人権教育指導者の養成を通して、人権教育を推進します。

これらの取組を通して、「ふれあいと思いやりのある地域社会の実現」を目指します。

3 心豊かで生きがいを持てる市民社会の実現

市民一人ひとりが、自発的な意思に基づいて行う、生涯学習、文化芸術活動、スポーツ活動、国際協力等に関わる活動は、個人の生きがいを高めるだけでなく、人と人とのふれあいを加速度的に広げていきます。

また、川越は小江戸と呼ばれ、伝統文化の息づく街であり、この伝統文化を支援活用することにより、地域のコミュニティ意識を高めていくことが期待されています。

更に、学習や活動の成果を地域社会や学校教育への支援として還元していくことができれば、地域の活性化に結び付いていきます。

これらの取組を通して、「心豊かで生きがいを持てる市民社会の実現」を目指します。

7 5つの方向性

本市の基本理念を踏まえ、第三次川越市総合計画に沿った5つの方向性を基に、施策を推進します。

I 生きる力を育む学校教育の推進

将来を担う児童生徒の「生きる力」を育むため、教育内容と教育方法の工夫改善などにより、児童生徒一人ひとりの個性を生かす教育の充実を目指すとともに、社会の変化に対応した教育環境の整備・充実を図ります。また、家庭、地域と学校の連携を深めます。

II 活力ある地域を創る生涯学習の推進

市民の誰もが生涯を通じて、それぞれの関心と必要に応じた学習を行い、自分自身の生きがいの追求や暮らし方を再発見できるよう、生涯学習の環境整備を進めます。更に、その学習成果を地域で生かせるしくみをつくり、市民と行政の協働による活力ある地域を創造していきます。

III 歴史文化の継承と新しい市民文化の創造

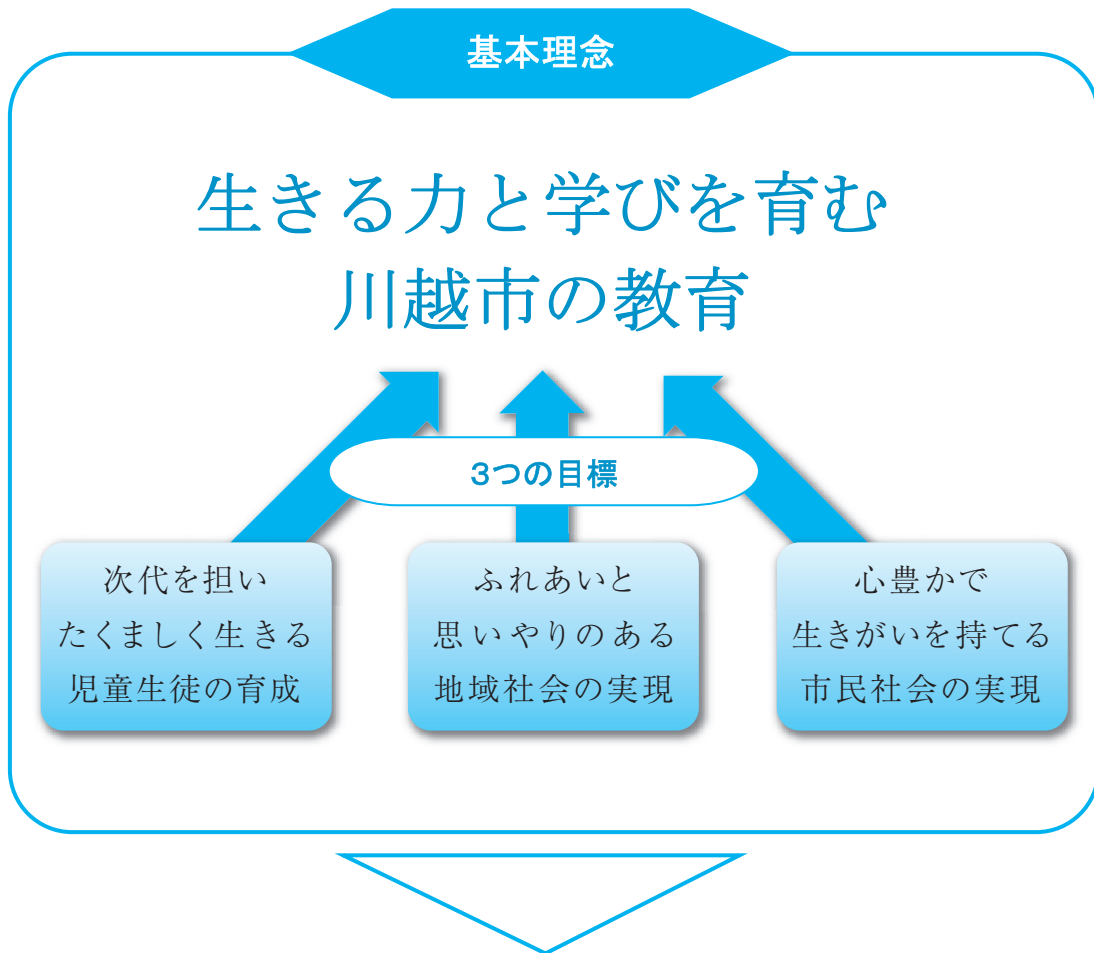
先人から受け継いだ豊かな歴史的文化は、本市の誇りであり市民の宝です。これを次世代に継承するとともに、新たな芸術文化を創造するため、市民の芸術文化活動を支援します。また、身近なところで芸術文化に親しめる環境を整えていきます。

IV 多文化共生と国際交流・協力の推進

外国籍市民を含めたすべての市民が共生する多様性に富んだ地域社会を築くために、お互いの文化や価値観を正しく理解できるよう支援するとともに、市民の国際理解を促進し、国際感覚に優れた地球市民の育成に努め、国際交流から国際協力への進展を目指します。

V 生涯スポーツの推進

市民が身近なところで気軽にスポーツ・レクリエーションに親しみ、これらを通して心身ともに健康で豊かな生活を送ることができる生涯スポーツ社会の実現を目指します。



〔5つの方向性〕

- I 生きる力を育む学校教育の推進
- II 活力ある地域を創る生涯学習の推進
- III 歴史文化の継承と新しい市民文化の創造
- IV 多文化共生と国際交流・協力の推進
- V 生涯スポーツの推進

9 施策体系

◎印は計画期間内に重点的に取り組む施策です。

方向性Ⅰ－生きる力を育む学校教育の推進

施策	施策の柱	細施策
1 生きる力と豊かな人間性を育む教育の推進	◎(1)確かな学力の育成	①学力向上対策の推進 ②市独自の少人数学級編制の推進
	(2)教育に関する3つの達成目標の推進	①学力(読む・書く・計算)向上の推進 ②規律ある態度の育成 ③体力向上の推進
	◎(3)校種間連携の推進	①小学校・中学校連携の推進 ②中学校・市立川越高等学校連携の推進 ③幼稚園・保育園・小学校連携の推進
	(4)生徒指導の充実	①道徳教育の充実 ②いじめ・不登校対策の推進 ③教育相談の充実 ④関係機関との連携事業 ⑤いきいき登校サポートプランの推進
	(5)進路指導・キャリア教育の充実	①地域・関係機関と連携した社会体験活動の充実
	(6)科学体験活動の推進	①科学わくわくラーニングプログラム事業の推進
	(7)地域に開かれた特色ある学校づくりの推進	①学校評議員制度の充実 ②地域人材活用事業の充実 ③日本語指導ボランティアの充実
	◎(8)教職員の資質向上	①経験・職能別研修の充実 ②管理職等研修の充実 ③奨励研修の充実 ④かわごえ異業種体験研修事業の推進 ⑤大学等進学指導力向上研修の推進
	(9)特別支援教育の充実	①就学支援委員会の充実 ②一人ひとりのニーズに応じた指導や支援の充実 ③特別支援教育の理解・啓発の推進 ④市立特別支援学校のセンター的機能の充実
	(10)英語教育・外国語(英語)活動及び国際理解教育の推進	①英語指導助手(AET)の配置事業の充実 ②小学校外国語活動の推進 ③中学校英語教育の充実 ④国際理解教育の推進
	(11)情報教育の推進	①ICT教育の推進 ②情報モラル教育の推進 ③コンピュータ施設・設備の充実と活用
	(12)読書活動の推進	①読書活動啓発推進事業 ②図書館司書による読書活動の推進 ③図書館から学校への団体貸出の推進
	(13)健康の保持増進と安全・体力向上の推進	①学校保健活動の推進 ②安全・安心の推進 ③体力向上の推進
	(14)学校の評価充実	①人事評価の充実 ②学校評価の充実
2 安全・安心で質の高い教育を支える教育環境の整備・充実	◎(1)学校施設の整備・充実	①学校施設の耐震化の推進 ②大規模改造工事等学校施設の整備の推進
	(2)小・中学校の適正配置と通学区域の弾力化	①小・中学校の通学区域・規模等の検討
	(3)学校図書館の充実	①司書教諭・図書整理員の配置 ②蔵書の充実
	◎(4)学校給食の充実	①食育の推進 ②給食内容の充実 ③学校給食施設の整備
	(5)市立川越高等学校の改革・充実	①市立川越高等学校将来構想の検討と推進
	(6)教育センターの充実	①教育センターの整備・開放の充実 ②家庭・地域との連携研修の充実

方向性Ⅱ－活力ある地域を創る生涯学習の推進

施策	施策の柱	細施策
1 家庭・地域の教育力の向上	(1)家庭への支援	①家庭教育の充実 ②学童保育の充実
	◎(2)地域の教育力の向上	①地域ぐるみ教育のためのネットワークの整備 ②学びを支援するシステムの整備 ③社会教育関係団体への支援
2 生涯にわたる学習活動の推進	◎(1)生涯学習推進体制の確立	①生涯学習推進のための拠点施設設置 ②社会教育職員研修の充実
	(2)多様な学習機会の創設	①学習情報の提供システム整備 ②生涯学習に関する意識調査の実施 ③町内公民館講座の開設支援
	(3)社会の変化に応じた学習機会の提供	①ライフステージにおける課題の学習 ②現代的課題の学習 ③地域の教育活動を支援
	(4)人権教育の充実	①学校教育における人権教育推進事業 ②人権啓発活動の推進 ③人権教育指導者の養成 ④関係機関・団体等との連携
3 生涯学習環境の整備・充実	◎(1)身近な学習施設としての公民館の整備・充実	①公民館の設置 ②既存公民館の整備・充実
	(2)図書館サービス網の整備・充実	①図書館サービス網の充実 ②図書館資料・情報提供サービス機能の充実 ③図書館を活用した学習活動の推進
	◎(3)博物館の整備・充実	①展示機能の充実 ②郷土資料の収集・保存 ③教育普及事業の充実と学校教育との連携強化 ④博物館・蔵造り資料館の整備
	(4)高等教育機関等との連携・協働の推進	①川越シティカレッジの開催 ②大学と連携した人材の育成

方向性Ⅲ－歴史文化の継承と新しい市民文化の創造

施策	施策の柱	細施策
1 文化財の保存・活用と芸術文化活動の充実	(1)文化財・伝統芸能等の保存及び活用	①文化財の保護と活用 ②文化財保護意識の啓発 ③民俗文化財の保存と後継者の育成 ④重要伝統的建造物群保存地区の保存整備事業の充実 ⑤指定文化財の維持管理の充実と活用事業 ⑥河越館跡地等の整備・活用
	◎(2)川越らしい文化芸術の振興	①連携・協働による新たな文化芸術の創造 ②若い世代が文化芸術事業に参加しやすいしくみづくり ③特色ある文化芸術拠点の整備
	(3)文化芸術に触れる機会づくり	①文化芸術が身近にある環境づくり ②子どもたちが文化芸術に親しむ機会づくり
	(4)文化芸術活動への支援と交流の促進	①文化芸術活動への支援 ②文化芸術活動の場の整備 ③文化交流の促進

方向性Ⅳ－多文化共生と国際交流・協力の推進

施策	施策の柱	細施策
1 多文化共生と国際交流・協力の推進	(1)行政の国際化	①共生意識を醸成するための相互理解の推進 ②留学生の支援
	◎(2)国際感覚に優れた市民の育成	①人材の開発と育成 ②NGOなどの協力と連携 ③地域の国際化推進体制の整備
	(3)姉妹都市交流の更なる充実	①川越市姉妹都市交流委員会への支援強化 ②新しい地域、都市との交流創出

方向性Ⅴ－生涯スポーツの推進

施策	施策の柱	細施策
1 生涯スポーツの推進	(1)スポーツ活動の推進	①総合型地域スポーツクラブの設置・育成 ②スポーツ教室・大会等の充実
	◎(2)スポーツ環境基盤整備	①スポーツ指導者等の養成・活用 ②スポーツ施設等の整備・充実

第 2 章 各論

方向性 I

生きる力を育む学校教育の推進

施策 1

生きる力と豊かな人間性を育む教育の推進

施策の柱

(1) 確かな学力の育成

- ① 学力向上対策の推進
- ② 市独自の少人数学級編製の推進

● 現状と課題 ●

本市では、児童生徒の学力向上を目指し、日々の授業の実践を通して、子どもたちのやる気や集中力を高め、わかりやすく規律ある授業に努めています。また、各学校では、学力向上のための教科研究の推進、教員の資質向上を目指した研修会の充実、学校・家庭・地域の連携による外部指導者*の導入などに取り組んでいます。

これらの取組や標準学力検査*、川越市中学生学力調査*などの結果を考察しながら、更に身に付けた知識や技能を具体的に活用する力、思考力・判断力・表現力等の向上に努めていく必要があります。特に、変化の激しいこれからの社会を生きるためには、児童生徒に確かな学力を身に付けさせることが重要であり、そのために、新学習指導要領*への対応(小学校は平成 23 年度から、中学校は平成 24 年度から全面実施)、学力向上対策の推進、家庭学習の習慣化、また、本市独自の少人数学級編制*の推進を図る必要があります。

● 施策の内容 ●

① 学力向上対策の推進

- 学力向上検討委員会において、本市の児童生徒の学力の現状と課題を把握しながら新学習指導要領への対応を図ります。
- 児童生徒の家庭学習の習慣化や学力向上への具体的な取組を指導し、学力向上を推進していきます。

② 市独自の少人数学級編製の推進

- 国の 35 人学級編製の動向を踏まえ、個に応じた教育やよりきめ細かな授業等を目指し、市独自の少人数学級編製の推進を図ります。

* 外部指導者…地域から招く指導者やその道の専門家。

* 標準学力検査…小学校4～6年生(4教科)、中学校1年生(4教科)、中学校2年生(5教科)で行う学力検査。

* 川越市中学生学力調査…市独自の調査で、中学校3年生を対象に5教科について、年2回実施。

* 新学習指導要領…小学校は平成 23 年度、中学校は平成 24 年度より全面実施される教育課程の内容。

* 市独自の少人数学級編制…生徒へのきめ細やかな授業や生活指導を行うための市独自の学級編制。対象校は中学校1学年で、1学級あたりの生徒が 35 人以内の学級編制。

施策の柱

(2) 教育に関する3つの達成目標の推進

- ①学力（読む・書く・計算）向上の推進
- ②規律ある態度の育成
- ③体力向上の推進

●現状と課題●

本市では、平成18年度より教育に関する3つの達成目標*推進研究委員会*を設置し、知・徳・体の基礎を確実に身に付けさせ、生きる力を育むための具体的実践に取り組んでいます。

本市の児童生徒の基礎学力や規律ある態度及び体力について、その達成目標の達成率は、年々少しずつ上がってきていますが、埼玉県と比較してやや下回っている状態にあります。今後、児童生徒にバランスのとれた学力向上・規律ある態度の育成・体力の向上を図り、目標値を達成することが求められています。

そのために、各学校の教育に関する3つの達成目標の取組を支援することを基本に、これまでの研究成果を基に、指導資料の活用を推進し、学校・家庭・地域との連携による取組を一層推進していく必要があります。

●施策の内容●

①学力（読む・書く・計算）向上の推進

- 学習指導要領に基づき、読む・書く・計算の観点を中心に、子どもたちの学力の土台づくりを進め、小・中学校の連携を踏まえ家庭との協力を得た学力向上の推進を図ります。

②規律ある態度の育成

- 小・中学校における基本的な生活習慣や学習習慣を身に付けさせます。
- 学校が家庭や地域と連携を密にし、思いやりや感謝の心、公共心、善悪を判断する力など、豊かな心を育みます。

③体力向上の推進

- 豊かな人間性や生きる力の重要な要素である基礎的な体力を向上させるために、家庭や地域との連携を図りながら、児童生徒の発達段階に応じた効果的な体力向上の取組を充実します。

.....
*教育に関する3つの達成目標…児童生徒に知・徳・体の基礎基本を確実に身に付けさせる取組。

*教育に関する3つの達成目標推進研究委員会…全市立小・中学校の「教育に関する3つの達成目標」を推進し、児童生徒のバランスのとれた学力・規律ある態度・体力の育成を図るために調査・研究する委員会。

(3) 校種間連携の推進

- ①小学校・中学校連携の推進
- ②中学校・市立川越高等学校連携の推進
- ③幼稚園・保育園・小学校連携の推進

●現状と課題●

本市では、各学校が近隣の学校等との連携を図り、教職員や児童生徒間での交流を図るなど各校独自に連携を進め、「小1プロブレム」*「中1ギャップ」*といわれる学校間の接続期における児童生徒の不適応の解決を図ってきました。

しかし、市の教育を一層推進するためには、幼稚園・保育園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校が接続する校種の教育を踏まえ、広い視野で学校教育を推進し、市全体として連携教育を進めていく必要があります。

●施策の内容●

①小学校・中学校連携の推進

- ・市内全小中学校を、8ブロックに分け、それぞれのブロックごとに小中学校間の連携を一層進めてまいります。
- ・校長のリーダーシップのもと、教育委員会からも指導主事を配置するなどサポートをしながら、課題を明確にして各学校で行ってきた連携の取組の見直しや改善を図り、学校教育の一層の充実・活性化を図ります。

②中学校・市立川越高等学校連携の推進

- ・中学校と市立高等学校が一層連携し、双方の円滑な交流や相互理解、授業改善や教員の指導力向上に向けた取組を図ります。
- ・「第二次市立川越高等学校将来構想懇話会*」の報告結果を基に、中高一貫教育について調査研究を進めます。

③幼稚園・保育園・小学校連携の推進

- ・幼保小連絡懇談会*を通して、幼稚園、保育園、小学校のそれぞれの役割の理解を深めるとともに、課題解決に向けた情報を共有するとともによりよい連携のあり方について話し合い、幼児期の教育と小学校教育との円滑な接続を図ります。

*小1プロブレム…入学したばかりの小学校1年生が、集団生活になじめず、授業中座ってられない、話を聴かない、騒ぐ等で、授業が成立しない状態。

*中1ギャップ…中学校に入学し、学習や生活の変化になじめず、不登校となったり、いじめ等が急増する現象。

*第二次市立川越高等学校将来構想懇話会…市立川越高等学校の学科編制の在り方、学校規模の在り方について検討する会。

*幼保小連絡懇談会…幼稚園・保育園・小学校が保育や教育の現状について相互理解を深め、その充実を図る懇談会。

施策の柱

(4) 生徒指導の充実

- ① 道徳教育の充実
- ② いじめ・不登校対策の推進
- ③ 教育相談の充実
- ④ 関係機関との連携事業
- ⑤ いきいき登校サポートプランの推進

●現状と課題●

本市における不登校の現状は、国や県と同じように、中学校に入ると不登校の人数が急増する傾向があり、各中学校に、さわやか相談員*を配置するとともに、教育センター分室(リベール)では、児童生徒のさまざまな相談への対応に取り組んでいます。

しかし、生徒指導の充実を図るためには、中1ギャップの解消、不登校問題の解決に向けた重点的な取組をより推進する必要があり、家庭と協力を図ることが重要です。

そのためには、教職員が児童生徒一人ひとりを理解し、信頼関係に基づく指導・援助に努めるとともに、学習やクラブ活動、学校行事や校外活動等を通して児童生徒の好ましい人間関係を育てることが求められています。

●施策の内容●

① 道徳教育の充実

- ・ 豊かな心を育む道徳教育の一層の充実と道徳的実践力の向上を、学校の教育活動全体で推進します。

② いじめ・不登校対策の推進

- ・ 中学校1年生で急増するいじめ・不登校問題の対応については、小中連携を中心とした校種間連携の中で取組を推進します。
- ・ いじめ・不登校対策検討委員会*を通して、具体的な取組を推進します。

③ 教育相談の充実

- ・ 市内全中学校に配置している、さわやか相談員の活用を図り、不安や悩みを持つ生徒が相談しやすい教育相談体制を推進します。
- ・ スクールカウンセラーや教育センター分室(リベール)の臨床心理士など、専門的知識を有する人材を活用し、小学校の児童、保護者に対する教育相談体制の充実を図ります。

*さわやか相談員…いじめ・不登校等の問題で悩んでいる児童生徒や保護者に相談・援助するため、市内全中学校に配置された相談員。

*いじめ・不登校対策検討委員会…本市のいじめ・不登校問題を解消するため、大学の教授等をスーパーバイザーとして、市内校長、教頭、教務主任、養護教諭等で組織した委員会。

④ 関係機関との連携事業

- 課題解決のために、教育センター分室(リベール)、市内子育て支援課、児童相談所、警察署等の関係機関と連携し、情報交換や対応策を検討します。

⑤ いきいき登校サポートプランの推進

- 市内小中学校における不登校問題の解消に向けて、大学生による不登校児童生徒支援事業の「いきいき登校サポートプラン」を更に推進し、学校、専門家、地域が連携し、一体となった取組を進めます。

施策の柱

(5) 進路指導・キャリア教育の充実

① 地域・関係機関と連携した社会体験活動の充実

● 現状と課題 ●

本市では、児童生徒の職場体験、福祉体験等に取り組むとともに、教員の指導体制を高めいくために、進路指導・キャリア教育*研修会を実施しています。

産業構造の変化や雇用の多様化が進む中、児童生徒一人ひとりに勤労観・職業観を育てることは重要であり、社会人・職業人として必要な意欲や態度を育てるキャリア教育が求められています。

● 施策の内容 ●

① 地域・関係機関と連携した社会体験活動の充実

- 児童生徒一人ひとりを大切にした進路指導・キャリア教育の一層の充実に努めます。
- 中学校では、地域にある事業所や公共施設での体験活動を通して川越市中学生社会体験事業*の充実を図ります。

*進路指導・キャリア教育…進路指導は、生徒が自分の意志と責任で主体的に進路選択できるよう、指導援助すること。
キャリア教育は児童生徒一人ひとりの勤労観・職業観を育てる教育であり、その中核が進路指導。

*川越市中学生社会体験事業…中学校1年生または2年生が連続する2日または3日間で事業所等の協力により行う社会体験事業。

施策の柱

(6) 科学体験活動の推進

① 科学わくわくラーニングプログラム事業の推進

●現状と課題●

本市では、標準学力検査の理科について、小中学校とも他教科より達成度がやや低い状況にあります。

子どもたちの理科離れが指摘されている中、体験活動を重視して、児童生徒の科学技術や理科に関する興味・関心と知的な好奇心を一層高めることは重要であり、学ぶ意欲を喚起しながら基礎的・基本的な知識・技能の習得を図ることが求められています。

●施策の内容●

① 科学わくわくラーニングプログラム事業の推進

- 小学校6年生を対象に、小学生科学体験事業を実施し、講演会、実験実習、科学施設の見学や体験活動の取組を充実します。
- 理科実験助手派遣事業*、小・中・大学連携理科ふれあい事業*を充実させ推進します。



小学生科学体験事業

*理科実験助手派遣事業…市内小・中学校に理科実験助手を配置する事業。

*小・中・大学連携理科ふれあい事業…近隣大学の教員及び学生を各小中学校に招き、理科に関する観察・実験・実習を行う事業。

施策の柱

(7) 地域に開かれた特色ある学校づくりの推進

- ①学校評議員制度の充実
- ②地域人材活用事業の充実
- ③日本語指導ボランティアの充実

●現状と課題●

本市では、現在、学校評議員制度*や地域人材の活用事業*、日本語指導ボランティア*の派遣などを通して、地域社会の理解と協力のもと地域人材の積極的な活用を図っています。

今後、心身ともに健やかな子どもたちを育成するためには、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を十分果たしながら、三者が一体となって、社会全体で子どもを育む環境を整備して教育を進めていくことが、ますます重要になってきています。そのためには、地域の教育力を積極的に活用することが課題となっています。

●施策の内容●

①学校評議員制度の充実

- 学校は、評議員に学校の現状と課題について情報提供を行い、情報の共有化を図るとともに、保護者や地域住民から信頼される学校経営ができるよう学校評議員制度の充実を図ります。

②地域人材活用事業の充実

- 小・中・特別支援学校が、特色ある学校づくりを推進していくため、多様な体験活動が展開できるように関係団体や地域の方々と連携し、地域人材活用事業の一層の充実を図ります。

③日本語指導ボランティアの充実

- 各学校に在籍する外国籍の児童生徒のうち、特に日本語指導が必要とされる児童生徒に対して、日本語指導ボランティアの派遣を推進し、日本語指導、学校生活への適応指導の支援など、日本語指導ボランティアの充実を図ります。

.....
*学校評議員制度…校長が地域に開かれた学校づくりを一層推進するため、学校評議員を招集し、意見を求める制度。

*地域人材の活用事業…市内小・中学校が地域の教育力を活用し、特色ある学校づくりを推進する事業。

*日本語指導ボランティア…市内小・中学校に在籍する日本語指導を必要とする外国籍の児童生徒に対して支援を行う事業。

(8) 教職員の資質向上

- ① 経験・職能別研修の充実
- ② 管理職等研修の充実
- ③ 奨励研修の充実
- ④ かわごえ異業種体験研修事業の推進
- ⑤ 大学等進学指導力向上研修の推進

● 現状と課題 ●

本市では、中核市としての権限と責任に基づき、教職員の資質向上を図るため、職員の経験や職務内容に応じた研修を実施しています。

次代を担う児童生徒の育成のためには、さまざまな教育課題に対応できる教職員の育成が必要であり、教職員の経験に応じた適切な研修や専門研修などを行い、資質・能力を向上させることが求められています。

そのため、教育者としての使命感・責任感を持ち、意欲的に授業に取り組む教職員を育成するため、研修の体系化を図るとともに、時代のニーズに合った研修を一層推進していく必要があります。

● 施策の内容 ●

① 経験・職能別研修の充実

- ・ 教職員の経験段階に応じて職務遂行に必要な知識・技能等の習得を図る経験者研修の充実を図ります。
- ・ 教職員の職務に応じた知識・技能等の習得を図る職能別研修の充実を図ります。

② 管理職等研修の充実

- ・ 教育に対する理念や識見を高め、管理職としてのリーダーシップを発揮できるよう管理職等研修の充実を図ります。

③ 奨励研修の充実

- ・ 教職員の資質向上を図るために、教職員自らが希望して参加できる奨励研修の充実を図ります。

④ かわごえ異業種体験研修事業の推進

- ・ 教員以外の民間の職業を直接体験することにより、再度教育職を見直し、多面的で柔軟な教育指導ができる教員の育成を目指し、かわごえ異業種体験研修の推進を図ります。

⑤ 大学等進学指導力向上研修の推進

- ・ 市立高等学校の教員を大学進学予備校や民間教育機関の研修等に派遣し、学習指導力の向上を図るとともに、その成果を校内に波及させる大学等進学指導力向上研修の推進を図ります。

(9) 特別支援教育の充実

- ①就学支援委員会の充実
- ②一人ひとりのニーズに応じた指導や支援の充実
- ③特別支援教育の理解・啓発の推進
- ④市立特別支援学校のセンター的機能の充実

●現状と課題●

本市では、特別支援学級や特別支援学校に在籍する児童生徒、また、通常学級に在籍する障害のある児童生徒一人ひとりについて個別の教育計画を作成し、支援員の配置等、実施しています。

しかし、障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人ひとりのニーズに応じた適切な指導及び必要な支援が求められています。

また今後、特別支援学校においては、特別支援教育*の理念と基本的な考え方の理解・啓発を推進し、就学支援の充実に図りながら、小・中学校への支援のためのセンター的機能の充実に図っていく必要があります。

●施策の内容●

①就学支援委員会の充実

- ・小・中学校への就学予定者及び小・中学校に在籍する児童生徒のうち、教育上特別な措置または支援を必要とする者に対して、一人ひとりのニーズに応じた教育的診断を行い、就学の適正化を図るために、専門医、学識経験者、教育関係者、行政経験者で構成する就学支援委員会*の充実に推進していきます。

②一人ひとりのニーズに応じた指導や支援の充実

- ・特別支援教育コーディネーター*を充実させるとともに、自立支援サポーターの活用を図り、通常学級における支援の推進に努めます。
- ・通常の学級に在籍する軽度言語・聴覚障害や発達障害*等のある子どもに対して、障害の程度に応じた指導を実施し支援の充実に努めます。
- ・小・中学校に設置している特別支援学級の子ども一人ひとりの障害の特性等に配慮した指導・支援の充実に努めます。

*特別支援教育…児童生徒一人ひとりの特性に応じ生活や学習上の困難を改善または克服するための適切な指導・支援を行い児童生徒が自立できるようにする。

*就学支援委員会…障害があるため教育上特別な支援を必要とする児童・生徒及び就学予定者ならびにその保護者に対し、適正な就学支援を行う委員会。

*特別支援教育コーディネーター…校内における特別支援教育の体制や整備を推進するために、保護者や学級担任の相談窓口になったり、事例の検討や研修会のために地域の関係機関との連携や調整を行う。

*発達障害…さまざまな原因によって乳児期から幼児期にかけて生じる発達遅延である。精神発達遅滞、広汎性発達障害(PDD)、学習障害(LD)がある。

③ 特別支援教育の理解・啓発の推進

- 障害のある児童生徒理解のためのパンフレットを作成し、特別支援教育への理解と啓発の推進を図ります。
- 心のバリアフリーを育む交流及び共同学習等の充実を図り、ノーマライゼーション*の理念に基づく教育を推進します。

④ 市立特別支援学校のセンター的機能の充実

- 市立特別支援学校が、保護者に対する相談活動や小・中学校等へのセンター的な役割が担えるよう支援体制の整備を推進します。

*ノーマライゼーション…障害のある人を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きることこそノーマルであるという考え方。

施策の柱

(10) 英語教育・外国語(英語)活動及び国際理解教育の推進

- ①英語指導助手(AET)の配置事業の充実
- ②小学校外国語活動の推進
- ③中学校英語教育の充実
- ④国際理解教育の推進

●現状と課題●

本市では、社会や経済のグローバル化が急速に進展する中、国際社会でたくましく生きる日本人を育成するため、英語指導助手(AET)を小・中・市立高等学校及び特別支援学校に配置し、児童生徒が「生きた英語」に触れられる機会を設け、ネイティブな英語に親むように取り組んでいます。

しかし、「聞くこと」「話すこと」を重点に置いた体験的な英語学習を通じて、英語に慣れ親しみ、英語に対する興味・関心や学習意欲を向上させていくことが必要であり、中学校では、「聞くこと」「話すこと」「読むこと」「書くこと」の4技能をバランスよく育成することが求められています。

平成23年度から小学校外国語活動が全面実施となることや平成24年度からの中学校英語授業時数が増加することから、今まで以上に授業の充実を図ることが求められます。そのため、国際理解教育*研修会や英語活動指導者研修会を通して、教員の指導力の向上や指導方法の改善を積極的に取り組む必要があります。

●施策の内容●

①英語指導助手(AET)の配置事業の充実

- ・国際化の進展に対応し、広い視野と国際感覚を持った児童生徒を育成するため、小・中・市立高等学校及び特別支援学校に配置されている英語指導助手*の充実・推進を図ります。
- ・小学校での学級担任教員との英語活動や中・高等学校での英語担当教員との共同授業において、英語指導助手をより効果的に活用できる配置を進めていきます。

②小学校外国語活動の推進

- ・小学校5・6年生での外国語活動の時間に、英語ノートや川越市小学校外国語活動研究委員会が作成した資料を活用し、担任教師と英語指導助手が協力して、英語に親しむことのできる授業の充実・推進を図ります。

*国際理解教育…国際化した社会で、主体的に行動できる児童生徒の育成を目指すために、日本の文化や伝統等の認識を深め、異文化を理解し世界の人々と協調できる資質や能力を育成する。

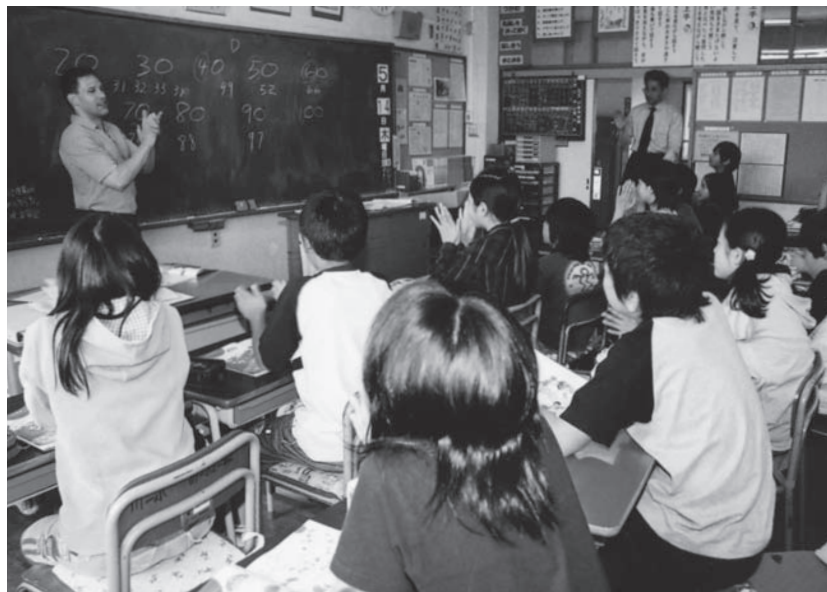
*英語指導助手(AET)…英語の発音を指導するネイティブスピーカー。AETはAssistant English Teacherの略。

③ 中学校英語教育の充実

- 英語指導助手の効果的な活用、教員の指導力の向上を図り、「聞く」、「話す」、「読む」、「書く」の4技能のバランスを取りながら、体験的・実践的な英語教育の充実を推進していきます。

④ 国際理解教育の推進

- 外国籍の児童生徒のうち、特に日本語指導が必要とされる児童生徒に対して、日本語指導ボランティアの派遣を推進していきます。(再掲)
- 国際理解教育の充実・推進を図ります。



小学校外国語活動

(11) 情報教育の推進

- ① ICT教育の推進
- ② 情報モラル教育の推進
- ③ コンピュータ施設・設備の充実と活用

●現状と課題●

本市では、児童生徒の学習に対する意欲の向上を図るため、情報機器を活用した授業の推進やICT*環境の整備、情報モラル*に関する研修等に取り組んでいます。

本市においては、時代に対応した児童生徒の情報活用能力の一層の向上や授業における教育の情報化について教職員の研修を充実させ、情報教育の推進に取り組むことが必要です。

また、情報教育では、児童生徒が主体的に情報収集、活用、発信することやモラルの順守などの情報活用能力を育成することが必要です。

●施策の内容●

① ICT教育の推進

- ・ 児童生徒がコンピュータやインターネット等のICTを活用し、情報の収集・活用・発信という主体的な学習ができるよう推進します。

② 情報モラル教育の推進

- ・ 児童生徒の情報の安全管理や情報モラル等の育成を一層推進するために、情報教育推進委員会、管理職や情報化推進リーダー等を対象にした情報モラル教育の研修を体系的に推進します。

③ コンピュータ施設・設備の充実と活用

- ・ 小・中学校に設置されている教育用コンピュータの活用を図るため電子黒板やプロジェクター等の周辺機器を更に充実し、コンピュータ施設・設備の充実と活用を図ります。

*ICT…Information and communication technology の略。情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称。

*情報モラル…情報社会において、被害者や加害者にならないようにするための考え方や態度。

施策の柱

(12) 読書活動の推進

- ① 読書活動啓発推進事業
- ② 図書館司書による読書活動の推進
- ③ 図書館から学校への団体貸出の推進

●現状と課題●

本市では、「第二次川越市子ども読書活動推進計画*」を策定し、次代を担う心豊かな子どもを育成するため、子どもが読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備・充実に努めています。

読書活動を更に推進するためには、市立図書館と学校など、関係機関の連携をこれまで以上に進める必要があります。また、児童生徒の読書については増加傾向にありますが、個人差が広がり二極化の傾向も見られるので、改善を図っていく必要があります。

●施策の内容●

① 読書活動啓発推進事業

- 小学生は「小江戸読書マラソン*」の取組、中学生は「小江戸中学生読書手帳*」の活用を通して、児童生徒の読書活動を推進します。
- 家庭には読書活動啓発リーフレットを保護者に配布し、家庭における読書活動の啓発に努めます。

② 図書館司書による読書活動の推進

- 図書や図書館への興味・関心を持ってもらうため、図書館司書の学校訪問等を通じ、読書活動の推進に努めます。

③ 図書館から学校への団体貸出の推進

- 児童生徒たちの読書要求に応えるため、市立図書館から学校への団体貸出を推進します。



小江戸 読書マラソンカード



小江戸 中学生読書手帳

* 第二次川越市子ども読書活動推進計画…市内の子ども読書活動の施策を総合的かつ体系的に推進するため、平成17年3月に策定された「川越市子ども読書活動推進計画」の第二次計画(平成22年度から5年間を想定)。

* 小江戸読書マラソン…市立小学校の全児童を対象にした読書活動を促進する事業。約6ヶ月間に30冊を読むことを目指し、読書マラソンカードに書名・著者名や簡単な感想などを記録していく。30冊を読破すると、認定証がもらえる。

* 小江戸中学生読書手帳…市立小・中学校の教職員や保護者、市立図書館職員から募集した「中学生に薦める本」の中から50冊を選定し、それぞれの本に紹介文を付けて小冊子にまとめたもの。市立中学校の全生徒に配布し、読書を促している。

施策の柱

(13) 健康の保持増進と安全・体力向上の推進

- ①学校保健活動の推進
- ②安全・安心の推進
- ③体力向上の推進

●現状と課題●

本市では、生涯にわたって健康を保持増進するために、進んで運動に親しみ、基礎的な体力づくりに取り組む児童生徒の育成に努めています。

児童生徒の安全については、地域ぐるみの活動により通学路の安全確保に努めるとともに、児童生徒への安全指導に取り組んでいます。また、体力の現状では、全般的に県平均値にはもう一歩という状況ですが、中学校では、50m走、ボール投げ等、約半分の種目で、全ての学年が県平均を上回っている状況です。

今後は、運動する子どもとそうでない子どもの二極化傾向が見られますが、児童生徒が、生涯にわたって健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質や能力を培うことが必要です。

●施策の内容●

①学校保健活動の推進

- ・学校・家庭・地域との連携を図りながら、健康診断や学校環境衛生活動等の保健管理の徹底に努めるとともに、歯・口の健康づくりや薬物乱用防止教育、性に関する教育等の保健教育や学校保健活動を推進します。

②安全・安心の推進

- ・児童生徒、地域の実態に応じた安全教育・安全指導を推進します。
- ・登下校等における児童生徒の安全確保のための通学路安全点検、スクールガード・リーダー*の配置、地域ボランティアによる防犯パトロール等、地域及び関係機関等との連携を図り、安全・安心の取組を推進します。

③体力向上の推進

- ・「川越市児童生徒体力向上推進委員会*」の取組や、近隣の大学との連携による「トップアスリートふれあい事業*」の実施を通して、児童生徒の体力向上の推進に取り組みます。

*スクールガード・リーダー…文部科学省の「地域ぐるみ学校安全体制整備推進事業」として、小学校の防犯及び交通安全面の指導を行うために、県が配置している。

*川越市児童生徒体力向上推進委員会…昭和55年に、本市児童生徒の体力向上に向けて設置された委員会。

*トップアスリートふれあい事業…近隣の大学において、運動面で活躍する学生や教官を各小学校に招き、子どもたちに運動することの楽しさや喜びを体験させ、本市児童生徒の体力向上の一助とするために、平成19年度から実施。

(14) 学校の評価充実

- ①人事評価の充実
- ②学校評価の充実

●現状と課題●

本市では、児童生徒の健やかな成長を図るため、すべての市立学校で学校評価*を実施しています。また、子どもたちの教育に直接携わる教職員の資質・能力の向上、校長を中心とした学校組織の活性化を図るため、学校評価と関連させながら、人事評価も実施しています。

昨今、学校を取り巻く環境は急激に変化しており、早急に解決しなければならない教育課題が山積しています。この課題を解決するためには、人事評価・学校評価の充実が求められています。

●施策の内容●

①人事評価の充実

- ・ 教職員人事評価システム*を有効に活用し、教職員の資質・能力の向上を図るとともに、校長を中心とする学校組織の活性化や人事評価の充実を目指します。

②学校評価の充実

- ・ PDCAサイクル*による学校の自己評価、外部アンケート*等の実施、学校関係者評価*などを通して、教育活動等の成果を検証し、学校運営の改善と充実を目指します。

* 学校評価…学校が教育活動の重点目標やその実現のための具体的方策を定め、その実施結果や達成状況について検証・評価を行い、更にこれを外部に公表することにより説明責任を果たし、学校運営の改善を図るしくみ。

* 教職員人事評価システム…年度当初に教職員自らが掲げた目標についての達成状況及び職務遂行の過程で発揮された能力や職務姿勢を総合的に評価し、資質能力の向上を図るしくみ。

* PDCAサイクル…計画・実践・評価・改善のサイクル。

* 外部アンケート…学校関係者ではない第三者によるアンケート。

* 学校関係者評価…地域住民、保護者、学校評議員などの関係者による評価。

方向性 I

生きる力を育む学校教育の推進

施策 2

安全・安心で質の高い教育を支える

教育環境の整備・充実

施策の柱

(1) 学校施設の整備・充実

- ①学校施設の耐震化の推進
- ②大規模改造工事等学校施設の整備の推進

●現状と課題●

一人ひとりの児童生徒に安全・安心な生活を確保し、健やかな成長を育むために、小・中学校の施設・設備の大規模改造工事・耐震補強工事等を実施し、学習環境の整備・充実を図っています。

特に、耐震補強工事については、平成 24 年度の完了を目指し取り組んでおり、耐震化が完了した後は、校舎・体育館等の損耗、機能低下を復旧させるための大規模改造工事や施設設備の老朽化に対応するために、改築を含めた具体的な計画の策定に向け、検討を進めていく必要があります。

●施策の内容●

①学校施設の耐震化の推進

- 学校施設は、児童生徒が1日の大半を過ごす学習・生活の場であるとともに、災害発生時には地域住民の避難場所となるなど重要な役割を担っていることから、学校施設の耐震化に向け耐震補強工事を計画的に取り組みます。

②大規模改造工事等学校施設の整備の推進

- 学校施設設備の老朽化した部分等の緊急性や必要性などを検討し、建物の耐久性の向上を図るため大規模改造工事等計画的な施設・設備の整備を進めていきます。

施策の柱

(2) 小・中学校の適正配置と通学区域の弾力化

①小・中学校の通学区域・規模等の検討

●現状と課題●

本市の学校施設の多くは、建設後40年近い歳月を経過しています。児童生徒がよりよい環境で教育を受けるため、施設・設備等の改善を計画的に進めていく必要があります。

このような状況の中、今後の川越市立小中学校の在り方について、定期的に検討を行うことは、児童生徒数に応じた、本市としてのふさわしい学校数や学校規模を維持していく上からも重要なことです。特に、統廃合については、今後、地域の状況を踏まえ、児童生徒数の推移も精査し、また、地域住民の意見も参考にしながら、調査検討を重ねていく必要があります。

●施策の内容●

①小・中学校の通学区域・規模等の検討

- 今後の川越市立小中学校の在り方検討委員会において、「通学区域に関すること」、「余裕教室*の活用に関すること」、「今後の望ましい学校数(学校の統廃合や存続等)に関すること」、「その他」の視点で検討し、将来にわたり適正な小中学校の通学区域・規模等を調査研究していきます。

*余裕教室…少子化により児童数、学級数が減少し、将来にわたっても空き教室と見込まれる教室のこと。文部科学省では、余裕教室を「将来とも恒久的に余裕となると見込まれる普通教室」と定義している。

施策の柱

(3) 学校図書館の充実

- ① 司書教諭・図書整理員の配置
- ② 蔵書の充実

●現状と課題●

本市では、学校図書館教育の充実を図るために、図書整理員*を配置し、より活用しやすい環境づくりに取り組んでいます。

児童生徒の調べ学習に対応した多様な資料を整備し、情報活用能力の向上を図るとともに、図書案内を充実させ児童生徒の読書活動を充実することが求められています。

そのためにも学校図書の蔵書の充実を図るとともに、学校図書館図書標準*の達成に向けた取組が必要です。

●施策の内容●

① 司書教諭・図書整理員の配置

- 司書教諭・図書整理員の配置により、学校図書館経営の充実を図り、学校図書館を活用した学習指導を一層推進します。
- 司書教諭や図書整理員の研修等を通して読書好きの児童生徒を増やし、子どもの読書活動を活発にするために、司書教諭や図書整理員の研修等を通して、創意工夫をこらした学校図書館の中で、子どもの読書活動が充実するように努めます。

② 蔵書の充実

- 学校教育の中で、学校図書館の活用の充実が図れるよう、子どもの要望に応じた図書や豊かな心を育てるための図書を計画的に購入し、蔵書の充実に努めます。

* 図書整理員…学校図書館教育の充実を図るため、小・中学校に配置する市費臨時職員。

* 学校図書館図書標準…学校図書館に置く本の冊数や種類についての国の整備目標。

施策の柱

(4) 学校給食の充実

- ①食育の推進
- ②給食内容の充実
- ③学校給食施設の整備

●現状と課題●

本市では、学校給食を通じて食に関する正しい知識を身に付けられるよう、食育*の推進に努めています。平成22年3月に策定された「川越市食育推進計画*」に基づき食育を総合的に推進しています。

安全・安心でおいしい給食を提供するために、安全確保や地場産物使用に努めていますが、更に進めていく必要があります。

市内4つの学校給食センターについては、菅間・今成・藤間・吉田学校給食センターがありますが、藤間と吉田は改築の時期を迎えており、改築計画を策定し、早期に計画的な整備を図る必要があります。

●施策の内容●

①食育の推進

- ・ 児童生徒が生涯健康で充実した生活を送るために、学校給食を通じた食に関する指導に加え、教科等と連携した食に関する指導の推進に努めます。
- ・ 効果的な食に関する指導を推進するため、栄養教諭制度*等の指導体制の整備を推進するとともに、学校、家庭、地域への啓発、情報提供など、連携した取組を目指します。

②給食内容の充実

- ・ 安全・安心でおいしい給食を提供するため、栄養的にバランスの取れた給食を提供し、児童生徒の健康の増進や体力の向上を目指します。
- ・ 学校給食で使用する食材の安全確保に努めるとともに、地場産物の使用拡大に努めます。

③学校給食施設の整備

- ・ 藤間学校給食センターと吉田学校給食センターは老朽化が進んでいるため、施設の更新を計画的に推進していきます。
- ・ 学校給食の安全性の向上を図るため、調理場のドライ化*を推進します。

*食育…生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの。さまざまな経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

*川越市食育推進計画…川越市の食育の取組をより総合的、計画的に市民が一体となって推進していくため「食を通して市民の心身の健康の増進と、食に関する感謝の気持ちや豊かな人間形成をはぐくみ、いきいき川越をめざします」を基本理念とした平成22年度から平成26年度までの5年間の計画。

*栄養教諭制度…平成17年度から「栄養教諭」制度が創設され、食に関する指導や学校給食の管理を行う制度。

*調理場のドライ化…床からの跳ね水などによる食品の汚染を防ぐため、床に水を流さずに乾いた状態で、調理や洗浄作業を行う方式にすること。

施策の柱

(5) 市立川越高等学校の改革・充実

①市立川越高等学校将来構想の検討と推進

●現状と課題●

市立川越高等学校は、平成12年度に策定された埼玉県川越商業高等学校将来構想懇話会の報告に基づき、平成14年度に、商業科を普通科及び国際経済科に改編し、校名も川越市立川越高等学校と変更して、新たな高等学校としてスタートしました。また、平成16・17年度には、川越市立川越高等学校将来構想懇話会を設置し、学科編制の見直しや、少人数学級編制の導入など新たな施策を検討、実施してきました。

今後、市立高等学校の更なる改革・充実を図るため、継続的・総合的に将来構想や中高一貫教育について検討を進めていきます。

●施策の内容●

①市立川越高等学校将来構想の検討と推進

- 第二次川越市立川越高等学校将来構想懇話会を設置し、「学科編制の在り方」「学校・学級規模の在り方」「教員の研修の在り方」「中高連携や中高一貫教育の在り方」について検討し、市民の負託に応える魅力ある市立高等学校づくりを推進します。



川越市立川越高等学校

施策の柱

(6) 教育センターの充実

- ①教育センターの整備・開放の充実
- ②家庭・地域との連携研修の充実

●現状と課題●

平成22年4月に、施設を充実するため旧古谷東小学校跡地に、新たに教育センターを設置しました。

今後、本市の学校教育の拠点として、教職員の研修や地域住民に開かれた施設機能の充実に努めることが求められています。そのため、本センターを教職員が学ぶための教育施設として、また、市民が憩い学ぶための生涯学習機能を備えた施設として、教員研修施設の充実ならびに市民に開かれた施設として整備・充実することが必要です。

●施策の内容●

①教育センターの整備・開放の充実

- 教育センターの機能を充実させるため、教職員研修体制の整備を図るとともに、市民も活用できる施設となるよう推進します。
- 1階施設や体育館及び運動場は、市民に対して積極的に開放していき、研修施設としての設備は計画的に整備し、教育センター機能の充実に努めていきます。

②家庭・地域との連携研修の充実

- 不登校や情報モラル教育の諸問題など、今日的な教育課題解決のために、学校や家庭・地域との相互理解を目的とした家庭・地域と連携した研修の充実に努めます。



教育センター

方向性Ⅱ

活力ある地域を創る生涯学習の推進

施策1

家庭・地域の教育力の向上

施策の柱

(1) 家庭への支援

- ①家庭教育の充実
- ②学童保育の充実

●現状と課題●

現在、公民館や市立小・中学校PTAでは、子育てに関する不安の解消や親同士のコミュニケーションの場として、各種家庭教育学級を実施しています。

今後も、家庭への支援として家庭教育に関する学習の機会を提供し、家庭の教育力の向上を図る必要があります。

また、学童保育は保護者の就労に対する放課後児童対策として実施されていますが、その必要性は今後も高まると思われるので、学童保育室の更なる充実が期待されています。

●施策の内容●

①家庭教育の充実

- 家庭の教育力を向上させる必要があることから、乳幼児の親や小・中学校PTAを対象とした家庭教育に関するさまざまな学習の機会を提供します。

②学童保育の充実

- 保護者の就労により家庭が常時留守になっている児童を対象に、放課後及び休日等の居場所を確保するとともに、児童の健全育成を図ります。
- 老朽化した学童保育室の保育環境を良くするため、その改善に努めます。

施策の柱

(2) 地域の教育力の向上

- ①地域ぐるみ教育のためのネットワークの整備
- ②学びを支援するシステムの整備
- ③社会教育関係団体への支援

●現状と課題●

本市では、地域ぐるみの教育を推進するために、地域における活動を中心とした子どもサポート事業*や、学校における活動を中心とした学校応援団事業*を進めています。

学校だけでなく、家庭や地域社会が、教育に対する関心と責任意識を高め、地域ぐるみでの教育を推進するため地域ぐるみ教育推進ネットワーク会議*を組織しました。

今後は、それぞれの立場から見た教育の現状や課題について共通認識を図り、地域総ぐるみで課題解決へ取り組むとともに、各種の事業展開を図る中でネットワークを機能させていくことが重要です。また、子どもの学校内外での学びを支えるため、PTAや子ども会育成会をはじめとする社会教育関係団体を支援する必要があります。

●施策の内容●

①地域ぐるみ教育のためのネットワークの整備

- 子どもたちが、地域社会で健やかに育ちゆくため、地域ぐるみ教育のためのネットワークを整備し、家庭や地域社会の教育に対する関心と責任意識を高めます。

②学びを支援するシステムの整備

- 子どもたちの生きる力を育むため、学校・家庭・地域の連携を深め、地域ぐるみで学びを支援するシステムとして、子どもサポート事業や学校応援団活動を更に推進し、家庭や地域の教育力を高めていきます。

③社会教育関係団体への支援

- 子どもたちの学びや体験活動の充実を図るため、PTAや子ども会育成会などの社会教育関係団体の活動を支援します。

.....
*子どもサポート事業…地域の教育力により子どもたちの豊かな体験活動を支援すること。

*学校応援団事業…学校における学習活動、安心・安全確保、環境整備などについて、ボランティアとして協力・支援を行う保護者・地域住民による活動組織。

*地域ぐるみ教育推進ネットワーク会議…地域ぐるみの教育を展開するため、各団体の代表者による組織で、団体の教育活動について、学校・家庭・地域の連携を深めるため、情報の収集、提供及び連絡調整を行う会議。

方向性Ⅱ

活力ある地域を創る生涯学習の推進

施策2

生涯にわたる学習活動の推進

施策の柱

(1) 生涯学習推進体制の確立

- ①生涯学習推進のための拠点施設設置
- ②社会教育職員研修の充実

●現状と課題●

平成20年に開設した高階市民センター、平成21年に開設した名細市民センターでは、従来の公民館にない軽体育室や多目的室といった新たな学習環境を整備しました。

今後は、生涯学習センターの整備を進めるとともに、多様化する市民ニーズに対応し、市民が学びやすい環境を総合的に整備する必要があります。また、学習者の視点に立った学習内容、学習方法にするための改善や工夫を常に加えることや、市民のさまざまな学習要求に適切に応えることができる職員を育成するため、職員研修の充実を図る必要があります。

●施策の内容●

①生涯学習推進のための拠点施設設置

- ・地域振興ふれあい拠点施設に生涯学習センターの設置を進めます。

②社会教育職員研修の充実

- ・市民の多様化する学習要求に応えるため、計画的に専門的な研修の機会を設け、関係職員の資質・能力の向上を図るとともに、学習者の視点に立った学習内容・学習方法の改善・工夫に努めます。

施策の柱

(2) 多様な学習機会の創設

- ①学習情報の提供システム整備
- ②生涯学習に関する意識調査の実施
- ③町内公民館講座の開設支援

●現状と課題●

本市では、生涯にわたる学習活動を推進するため、生涯学習に関する意識調査を実施するとともに、公民館・博物館・図書館等の社会教育施設で各種の講座を開催しています。教育の振興には社会全体で取り組む必要が求められ、特に地域の教育力を高めるため、地域を中心とした教育的活動を積極的に支援していく必要があります。

●施策の内容●

①学習情報の提供システム整備

- ・生涯学習情報誌「マナビガイド」を作成し、小・中学校、公民館等に配布します。
- ・市のホームページを活用した学習情報の提供を積極的に推進します。

②生涯学習に関する意識調査の実施

- ・市民が生涯にわたって学習活動を行いやすい環境の整備のために、定期的な各種調査活動を進めていきます。

③町内公民館*講座の開設支援

- ・地域社会の連帯意識や地域の教育活動の振興を進めるために、自治会単位の公民館講座の開設に対して支援します。

.....
*町内公民館…自治会が維持管理している公民館等。

施策の柱

(3) 社会の変化に応じた学習機会の提供

- ① ライフステージにおける課題の学習
- ② 現代的課題の学習
- ③ 地域の教育活動を支援

●現状と課題●

ライフステージ*における課題・現代的課題・地域の教育活動の支援事業を 11 施策に分け、市内 17 公民館で事業を実施しています。

生涯にわたる学習活動は、市民自らがテーマを選び、自分に合った方法で必要なことを学ぶものですが、時代の変化とともに人生の各時期により求められる課題の学習や、環境問題等の現代的課題の学習、また地域コミュニティづくりが求められています。

●施策の内容●

① ライフステージにおける課題の学習

- 乳幼児の心と体を育むことをねらいとした子育て講座等、生涯の各時期に生じる課題の学習活動の提供に取り組むとともに、更なる学習機会の充実・提供に努めます。

② 現代的課題の学習

- 社会的に要請される環境学習、情報学習、人権学習等のような現代的課題の学習活動の提供に取り組むとともに、更なる学習機会の充実・提供に努めます。

③ 地域の教育活動を支援

- 地域で行っている教育活動を支援するための学習活動や情報の提供、事業等への支援に努めます。

*ライフステージ…人間の一生における児童期、青年期、成人期、高齢期などのそれぞれの時期。

(4) 人権教育の充実

- ①学校教育における人権教育推進事業
- ②人権啓発活動の推進
- ③人権教育指導者の養成
- ④関係機関・団体等との連携

●現状と課題●

本市では、人権意識の高揚と差別意識の解消に向けた、人権に関する教育及び啓発の充実を図るとともに、各種啓発資料を作成配布し、市民の人権意識の高揚を図ってきました。しかし、差別意識や偏見ははまだ解消されたとは言えません。

今後は、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障害のある人、外国人等へのさまざまな差別意識の解消に向けた教育や啓発を進めていくとともに、学校や社会教育施設をはじめ、関係機関・団体等との連携を深めながら、多様な場での各種人権に関する学習機会の提供を図る必要があります。また、職場や地域における人権教育の指導者の養成を図る必要があります。

●施策の内容●

①学校教育における人権教育推進事業

- ・学校における人権教育の一環として、人権作文・人権標語・人権絵画の取組を、年間指導計画に位置付け、計画的に推進します。
- ・人権教育推進のため、公民館区人権教育推進事業に係る研究を小・中学校に委嘱し、その実践報告を「人権教育実践集録」として発行します。

②人権啓発活動の推進

- ・差別や偏見のない思いやりのある明るい地域社会を築いて行くため、児童生徒、社会教育施設利用者及び一般市民などを対象に、人権啓発*活動を通して、人権意識の高揚と差別意識の解消に努めます。

③人権教育指導者の養成

- ・職場や地域社会における人権問題の解決を目指して、人権教育指導者*養成講座を実施し、各種団体や家庭における人権教育指導者の養成を図ります。

④関係機関・団体等との連携

- ・人権意識の高揚と差別意識の解消のため、関係機関や団体等と連携した教育活動を推進します。
- ・自治会等と連携した教育活動を推進し、地域内の交流を深めるとともに、学習の場としての集会所事業を推進します。

*人権啓発…国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動。

*人権教育指導者…人権一般の普遍的な視点からの取組、具体的な人権課題に即した個別的な視点からの取組を推進するための指導者。広い識見を持ち、各人権課題について幅広い知識を持つ。

方向性Ⅱ

活力ある地域を創る生涯学習の推進

施策3

生涯学習環境の整備・充実

施策の柱

(1) 身近な学習施設としての公民館の整備・充実

- ① 公民館の設置
- ② 既存公民館の整備・充実

●現状と課題●

公民館は市民に最も身近な学習施設として、また学習情報の提供や学習相談の場としても多くの市民に利用されています。また、地域教育活動の支援や活動拠点としての利用も高まり、ますます公民館の重要性が高まっています。

市域の広さを考慮すると、まだ十分な公民館の設置状況とはいえません。また、建設から多年を経過した公民館も多く、市民が利用しやすい施設機能や設備の充実が求められています。

●施策の内容●

① 公民館の設置

- 本庁、出張所区域と中学校区を勘案しながら、未設置地区については、身近な学習施設としての公民館の建設を推進します。

② 既存公民館の整備・充実

- 既存の公民館については、市民が利用しやすい学習施設の充実を図るため、大規模改修工事等整備充実に努めます。

施策の柱

(2) 図書館サービス網の整備・充実

- ① 図書館サービス網の充実
- ② 図書館資料・情報提供サービス機能の充実
- ③ 図書館を活用した学習活動の推進

●現状と課題●

「図書館サービス網計画*」により分館建設を推進し、市立図書館は4館となりましたが、南部地域については未整備の状態です。

今後も計画に基づき分館整備について検討を進めます。

また、市民の多様な学習ニーズに対応するためには、資料の整備・充実をはじめとして、調査・研究のための情報提供サービス機能の充実も求められています。

市民の学習意欲や活動を支援するためには、県立図書館をはじめとして、相互利用協定*の図書館、大学や学校図書館との連携・協力を更に拡大していく必要があります。

●施策の内容●

① 図書館サービス網の充実

- ・「図書館サービス網計画」に基づき、市民が身近な場所で図書館サービスが受けられるよう分館整備を推進します。

② 図書館資料・情報提供サービス機能の充実

- ・ 図書館サービスに関する多様な市民要望に応えるため、各分野の資料収集や学習・研究情報の提供サービス機能の充実に努めます。

③ 図書館を活用した学習活動の推進

- ・ 生涯にわたる学習活動の充実のため、市立図書館の資料だけではなく、県立図書館、相互利用協定の図書館、大学や学校図書館との連携・協力の拡大を図り、図書館のネットワークを活用して学習活動を支援します。

* 図書館サービス網計画…本市の、どの地域に住む市民も等しく図書館サービスが受けられるよう、サービス拠点の整備・充実を図ろうとする計画。

* 相互利用協定…川越市と他の自治体などの中で、それぞれの利用者が、本来の利用資格(市内在住・在勤・在学)を超えて、相互に資料や施設を利用できるように取り結んだ協定。利用条件はそれぞれの協定により異なる。

施策の柱

(3) 博物館の整備・充実

- ① 展示機能の充実
- ② 郷土資料の収集・保存
- ③ 教育普及事業の充実と学校教育との連携強化
- ④ 博物館・蔵造り資料館の整備

●現状と課題●

博物館では、開館以来、郷土資料の収集・保存に努めるとともに、川越の歴史に関する企画展等を数多く開催してきました。また、市民向け歴史講座や児童生徒を対象にした各種の体験教室なども実施してきました。

博物館の充実のためには、市民の多様なニーズに対応できる学習機能や収蔵機能を更に拡充し、施設利用を促進するために常設展示の見直しや蔵造り資料館の整備が求められています。また、学校教育との連携では、教育課程に位置付けた博物館活用を更に促進する必要があります。

また、川越城本丸御殿は、平成22年度に改修工事を終了し、今後、本市の文化財、観光拠点施設として、大きな役割を果たすことが期待されます。

●施策の内容●

① 展示機能の充実

- ・ 常設展示の見直しを行い、新たな学術成果やより学びやすい展示手法を展示に反映できるように研究を進め、展示機能*の充実を図ります。

② 郷土資料の収集・保存

- ・ 川越の歴史と文化に係る資料収集に努めるとともに、その保存と活用を図ります。
- ・ 資料を保存する収蔵庫については、収蔵能力が不足してきたため効率的な収蔵保管に努めるとともに、将来的な収蔵システムやスペースを検討します。

③ 教育普及事業の充実と学校教育との連携強化

- ・ 市民の多様な学習要求に対応できるよう、講座・教室など教育普及事業*の充実を図ります。
- ・ 小・中学校との連携を進め、学校の教育課程に位置付けた博物館活用の充実を図ります。

④ 博物館・蔵造り資料館の整備

- ・ 社会教育施設*、文化財及び観光拠点施設としての機能を充実させるため、博物館・蔵造り資料館の整備を図ります。

* 展示機能…資料の収集保存、調査研究、展示、教育普及という博物館の主要な機能のひとつ。展示は、教育的配慮のもとに資料を陳列し、来館者の利用に供する役割を担う。

* 教育普及事業…講座・講演会・教室など、市民の学習要求に応えるために博物館が提供する各種事業。

* 社会教育施設…市民のさまざまな学習活動を支援する恒常的な施設で、社会教育法では公民館・図書館・博物館などが挙げられている。

施策の柱

(4) 高等教育機関等との連携・協働の推進

- ①川越シティカレッジの開催
- ②大学と連携した人材の育成

●現状と課題●

本市では、近隣の大学などの高等教育機関との連携により生涯学習の機会を提供し、市民の自主的活動を支援しています。また、NPO団体等が交流する機会の拡充や支援を進めています。今後も、市民が高度で体系的に学習できる場の拡充を図る必要があります。

●施策の内容●

①川越シティカレッジの開催

- 市民の高度で体系的な学習要求に対応するために、近隣大学*（市内4大学・市外1大学）との連携により市内各大学施設等を活用し、市民のリカレント教育*の機会の拡充を図ります。

②大学と連携した人材の育成

- 市内各大学との連携により、地域の課題に対応した専門的な知識・技能やマネジメント能力を有する人材を育成します。

*近隣大学…川越市内に所在する、尚美学園大学、東洋大学、東京国際大学、東邦音楽大学。川越市外に所在する東京電機大学。

*リカレント教育…社会に出た成人が再び大学等の高等教育機関で学ぶ制度。

方向性Ⅲ

歴史文化の継承と新しい市民文化の創造

施策1

文化財の保存・活用と芸術文化活動の充実

施策の柱

(1) 文化財・伝統芸能等の保存及び活用

- ①文化財の保護と活用
- ②文化財保護意識の啓発
- ③民俗文化財の保存と後継者の育成
- ④重要伝統的建造物群保存地区の保存整備事業の充実
- ⑤指定文化財の維持管理の充実と活用事業
- ⑥河越館跡地等の整備・活用

●現状と課題●

急激に都市化が進む中で、人々のライフスタイルは大きく変化してきました。その一方で伝統的な文化は徐々に薄れ、併せて地域のコミュニティも大きく変ぼうを遂げています。本市は県内でも多くの文化財を有する宝庫であり、多くの観光客が訪れています。

文化財の保護と活用を促進するためには、重要伝統的建造物群保存地区*や河越館跡をはじめとした指定文化財*の周知及び理解を深め、市民と協働しながら文化財の保護意識の啓発や活用に努めていくことが必要となります。

また、文化財の保存という点だけでなく、地域コミュニティの形成という観点から、川越氷川祭の山車行事*などの民俗文化財の後継者育成は重要な事業と位置付け、今後も支援していく必要があります。

●施策の内容●

①文化財の保護と活用

- ・ 私たちの貴重な歴史的財産である文化財を後世に残し、伝えていくために、文化財調査等の実施を通して隠れた貴重な文化財を見だし指定します。
- ・ 文化財の保護に努めるとともに、文化の価値を生かした活用を積極的に図ります。

*重要伝統的建造物群保存地区…伝統的建造物群と一体となって価値ある歴史的な環境を保存するため、「文化財保護法」及び「都市計画法」に基づき、市町村が定めた伝統的建造物群保存地区のうち、わが国にとって、その価値が特に高いものとして国が選定した地区。

*指定文化財…「文化財保護法」「埼玉県文化財保護条例」「川越市文化財保護条例」に基づき指定を受けた建造物・美術工芸品の有形文化財、演劇・音楽・工芸技術等の無形文化財、風俗慣習・民俗芸能等の無形の民俗文化財とそれに用いられる衣服・器具等の有形の民俗文化財、史跡・名勝・天然記念物の記念物、文化的景観、伝統的建造物群等をいう。

*川越氷川祭の山車行事…川越城主松平伊豆守が祭礼用具を寄進したことに始まり、江戸の「山王祭」「神田祭」の儀式を取り入れながら、およそ350年にわたり受け継がれてきた祭り。平成17年2月に国指定重要無形民俗文化財に指定された。

- 地域の文化財をその周辺環境も含め、総合的に保存活用していくための基本構想を策定します。

②文化財保護意識の啓発

- 国民の財産である文化財の価値を市民に周知し理解を深めるために、文化財保護意識の啓発に努めます。

③民俗文化財の保存と後継者の育成

- 民俗文化財を地域ぐるみで保存継承する体制の確立を支援協力します。
- 後継者養成を積極的に支援します。

④重要伝統的建造物群保存地区の保存整備事業の充実

- 伝統的建造物の保存修理を計画的に実施し、地区の特性を生かした歴史的風致の維持・向上に努め、重要伝統的建造物群保存地区の保存整備を行います。
- 地区のPRや関連する事業との調整を行います。

⑤指定文化財の維持管理の充実と活用事業

- 指定されている有形文化財の維持管理を継続的に行い、その保存に努めます。
- 博物館や関係各課と連携し、その活用を図ります。

⑥河越館跡地等の整備・活用

- 郷土学習の場、市民の憩いの場として国指定史跡河越館跡史跡公園等の整備を継続し、市民や自治会等の公共団体、NPO、大学等と協働してその有効活用を図ります。



河越館想像図



河越館跡史跡公園

(2) 川越らしい文化芸術の振興

- ①連携・協働による新たな文化芸術の創造
- ②若い世代が文化芸術事業に参加しやすいしくみづくり
- ③特色ある文化芸術拠点の整備

●現状と課題●

本市では、各種文化に関する講座等の開催や、市民会館などの文化施設の整備・充実に努めてきました。また、市立美術館では、川越ゆかりの作家を中心に企画展示等の事業を展開し、芸術文化の振興に努めてきました。

文化芸術の多様性や活動者の自主性の尊重、文化芸術に求められる独自性や地域性を踏まえると、文化芸術によるまちづくりは、市民団体・事業者・教育関係などとのさまざまな団体や人々との「連携・協働」によって図られることが必要です。

また、新しい魅力づくりのためには、若い世代の方々に、文化芸術事業の先導的な役割を担ってもらえるようにするためのしくみづくりが必要です。

市立美術館については、本市の文化芸術振興の特色ある拠点施設として、有効に活用していく必要があります。

●施策の内容●

①連携・協働による新たな文化芸術の創造

- ・さまざまな団体や人々との連携や協働により、文化芸術の振興を図るとともに、本市にふさわしい新しい文化芸術の創造に努めます。

②若い世代が文化芸術事業に参加しやすいしくみづくり

- ・新しい価値観を持つ若い世代の方々が、中心的に活躍してもらおう環境を整え、文化芸術事業に積極的に参加・活動してもらおうための事業を検討します。

③特色ある文化芸術拠点の整備

- ・西部地域振興ふれあい拠点施設(仮称)に計画中の新ホールは、良質な芸術の鑑賞機会を提供するなど、市民はもちろん県西部地域の人々に親しまれる施設として整備します。
- ・市立美術館は、質の高い芸術作品に触れる場とするとともに、市民の文化芸術活動の創作・発表の場として、整備充実を図ります。

(3) 文化芸術に触れる機会づくり

- ①文化芸術が身近にある環境づくり
- ②子どもたちが文化芸術に親しむ機会づくり

●現状と課題●

文化芸術に直接触れ、芸術的な体験をすることは、日常生活に潤いをもたらし、豊かな心を育みます。生活の潤いや豊かな心は、人の感性を磨き、一人ひとりの感性が、品格のあるまちをつくれます。

しかしながら、本市では、音楽や舞台芸術の鑑賞機会を提供する事業が少ないことや、老朽化している市民会館の更新が急務であり、文化芸術に親しむ環境の整備が整っていないのが現状です。文化芸術によって魅力あるまちづくりを進めるために、できるだけ多くの市民が、身近なところで手軽に文化芸術を鑑賞・体験できるような環境を整え、一人ひとりの感性を育み、同時に、文化芸術のすそ野を広げていく必要があります。

●施策の内容●

①文化芸術が身近にある環境づくり

- ・市民に良質な音楽、舞台芸術の鑑賞、また、市民のための文化芸術の発表と鑑賞など、身近なところで気軽に文化芸術に触れることができるために環境整備に努めます。

②子どもたちが文化芸術に親しむ機会づくり

- ・次代を担う子どもたちが文化芸術に親しんでもらうために、鑑賞だけでなく、文化芸術に触れ、体験する事業を促進します。

施策の柱

(4) 文化芸術活動への支援と交流の促進

- ①文化芸術活動への支援
- ②文化芸術活動の場の整備
- ③文化交流の促進

●現状と課題●

文化芸術には、多種多様なジャンルが存在し、本市においても個人や団体がさまざまな活動を展開しています。

市立美術館、市民会館、文化会館など、文化施設については、効率的な運用と市民のニーズに対応した施設の改修等の整備を行っています。

また、文化芸術活動を行う市民を増やすため、これから活動を始めたいと考えている市民との交流はもとより、自身の活動の見直しや新たな可能性の発見のためにも、他分野の活動者や団体との交流は大切です。

文化芸術活動への支援と発表等の場の充実に努めるとともに、多様な個人・団体間の交流・ネットワークの強化を更に進める必要があります。

●施策の内容●

①文化芸術活動への支援

- 文化芸術を行う団体等への支援を継続するとともに、市民から寄せられる情報を効率的に収集し、適切に発信するよう努めます。
- 文化芸術の分野で顕著な成果を収めた人や振興に寄与した人への顕彰を行い、市民の文化芸術活動を促進します。

②文化芸術活動の場の整備

- 市民が身近なところで発表ができ、また、文化芸術の鑑賞ができるよう、施設及び場の整備に努めます。

③文化交流の促進

- 文化芸術団体相互の意見交換の場を設定し、ネットワークの強化を図ります。
- 中学生に海外姉妹都市での生活文化を体験させ、相互理解と交流を促進します。

方向性Ⅳ

多文化共生と国際交流・協力の推進

施策1

多文化共生と国際交流・協力の推進

施策の柱

(1) 行政の国際化

- ① 共生意識を醸成するための相互理解の推進
- ② 留学生の支援

●現状と課題●

市内4大学には、およそ1,340人もの留学生が学び、また、外国籍市民が人口の1%を超えています。

留学生が勉学に専念できるように、生活環境の充実を支援することが重要な課題となっています。また、本市を担う若い市民に、外国語をはじめ多様な文化に接する機会を提供することにより国際理解を推進し、国際性豊かな人材を養成していく必要があります。

●施策の内容●

① 共生意識を醸成するための相互理解の推進

- ・ 外国籍市民と日本人市民は、同じ地域社会を構成する一員として、共生していくという意識を持つことが大切であり、異なる文化を理解し、相互に尊重し、相互に助け合うことができるよう、具体的な交流や国際理解教育を進めて共生意識を醸成していきます。

② 留学生の支援

- ・ 国際交流センター受付業務の提供、インターンシップ制度*の普及、一般市民との触れ合いを通じての相互理解の場などを提供し、留学生を支援します。

*インターンシップ制度…大学生や高校生が在学中に企業等において自らの学習内容や将来の進路などに関連した就業体験を行う制度。

施策の柱

(2) 国際感覚に優れた市民の育成

- ①人材の開発と育成
- ②NGOなどとの協力と連携
- ③地域の国際化推進体制の整備

●現状と課題●

本市は、「川越市国際性のある人づくり、まちづくり基本計画」に基づき、世界全体が取り組むべき課題を正しく理解し、その問題解決に向けて地域社会の中で活動する市民の養成に努めています。

また、地域が一体となって国際化に取り組むために、NGOやNPOといった市民交流団体と連携を図る必要があります。更に、それぞれがこれまでに蓄積してきたノウハウやマネジメントを集約し、一層の地域の国際化を推進するため、市民が主体となった国際化推進体制の整備を図る必要があります。

●施策の内容●

①人材の開発と育成

- ・ 海外勤務経験者、帰国子女、教員、外国籍市民などさまざまな経歴を有する優れた人材を発掘し、地域の国際化の担い手として育成します。

②NGOなどとの協力と連携

- ・ 国際交流や国際協力に取り組む市民団体、外国籍市民を支援する市民団体等と連携・協力し、地域の国際化を推進していきます。

③地域の国際化推進体制の整備

- ・ 地域の活動を効果的に展開するために、市民や市民国際交流団体が中心となる機関を設置し、社会的に認知されるまでの間、行政が支援していきます。

施策の柱

(3) 姉妹都市交流の更なる充実

- ①川越市姉妹都市交流委員会への支援強化
- ②新しい地域、都市との交流創出

●現状と課題●

本市は、これまで海外3姉妹都市との交流事業を中心に実施してきました。

姉妹都市という関係にとらわれない形態で、国際パートナーとして新たな地域、新たな都市との交流創出に努め、更に多くの交流機会を市民に提供し、地域の国際化を推進していく必要があります。特に、文化的にも経済的にも密接な関係にあるアジア地域との交流について、今後検討していく必要があります。

●施策の内容●

①川越市姉妹都市交流委員会への支援強化

- 姉妹都市交流を一層発展させるため、川越市姉妹都市交流委員会との連携を図り、支援します。
- 姉妹都市交流の有効活用を通じて、市民に国際交流の場を提供し、青少年の国際理解を推進します。

②新しい地域、都市との交流創出

- 身近なアジアの地域とは、政治・経済・歴史・文化などさまざまな分野で相互理解し、発展するために、より質の高い交流・協力関係を構築していきます。

方向性Ⅴ 生涯スポーツの推進

施策1 生涯スポーツの推進

施策の柱

(1) スポーツ活動の推進

- ① 総合型地域スポーツクラブの設置・育成
- ② スポーツ教室・大会等の充実

●現状と課題●

本市では、市民の誰もが、生涯を通じて、いつでも、どこでも気軽にスポーツに親しみ、スポーツを通して心身ともに健康で豊かな生活を送ることができるよう、スポーツ振興施策を推進してきました。

市民の誰もが参加でき、継続的にスポーツに親しむことのできる環境づくりは重要な課題となってきました。そのためには、総合型地域スポーツクラブ*の設置・育成、スポーツ教室・大会等の充実に取り組んでいく必要があります。

●施策の内容●

① 総合型地域スポーツクラブの設置・育成

- ・ 誰もが、いつでも、どこでもスポーツに取り組めるようにするため、各地域で自主的に運営する総合型地域スポーツクラブの設置・自立を支援していきます。

② スポーツ教室・大会等の充実

- ・ スポーツへのきっかけをつくり、継続していくことができるようにするため、魅力あるスポーツ教室・大会等の充実を図っていきます。

.....
* 総合型地域スポーツクラブ…人々が、身近な地域でスポーツやレクリエーションに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブ。多世代、多種目、多志向という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブ。

(2) スポーツ環境基盤整備

- ① スポーツ指導者等の養成・活用
- ② スポーツ施設等の整備・充実

●現状と課題●

本市では、体育指導委員*や各スポーツ団体を中心とする指導者によるスポーツ指導が展開されています。また、活動の場の確保・整備として、学校体育施設の開放、スポーツ施設の整備等を推進しています。体育館やグラウンド等の体育施設利用者は、年々増加傾向にあります。

このような現状から、市民の多様なニーズに対応できるスポーツ指導者の育成とその積極的な活用、既存スポーツ施設の整備と新たなスポーツ施設の設置が必要となっています。

●施策の内容●

① スポーツ指導者等の養成・活用

- 各スポーツ団体等を育成・支援するとともに、市民のニーズに合わせて適切な指導ができるようにするため、スポーツ指導者等の養成に努め、その活用を図ります。

② スポーツ施設等の整備・充実

- スポーツ活動の場を確保するため、既存スポーツ施設の計画的な整備・改善、新設体育館の建設に取り組みます。

* 体育指導委員…市のスポーツ振興のため、住民に対し、スポーツの実技の指導、その他スポーツに関する指導及び助言を行う。スポーツ振興法に位置付けられ、市より委嘱される。

第3章 計画の推進

1 計画の推進

川越市教育振興基本計画を推進するためには、学校・家庭・地域など社会全体で教育の振興を図ることが重要です。

関係機関・団体等との連携、情報の収集・発信や計画の進行管理により、計画を推進します。

関係機関・団体等との連携

地域ぐるみの教育を推進するため、関係機関・団体等との連携を深め、施策を推進します。

情報の収集・発信

広報・ホームページ等により、積極的な情報発信に努めるとともに、市民からの情報を把握し、施策の推進に反映します。

計画の進行管理

計画を効果的に推進するため、主な施策の目標値を設定するとともに、外部有識者の知見を活用し、事務事業の点検評価を実施することにより、計画の進行管理を行います。その結果を踏まえ必要に応じ、施策の見直しを行いながら計画を推進します。

2 施策の目標

I 生きる力を育む学校教育の推進

1 生きる力と豊かな人間性を育む教育の推進

項目	現在値 (平成21年度末)	目標値 (平成27年度末)	説明
さわやか相談員がかかわりを持ち、解決した割合	66.8%	75.0%	市内全中学校に配置したさわやか相談員が受けた相談件数のうち解決した件数の割合
中学校の不登校出現率	3.33%	2.75%	市内全中学校の生徒数のうち不登校生徒数の割合

項目	現在値 (平成21年度末)	目標値 (平成27年度末)	説明
教職員の研修参加回数	4.1回	4.4回	教職員一人が1年間に奨励研修に参加する回数
授業におけるICT活用授業回数	28回	35回	市内全小学校のうち1学級当たり1年間にICTを活用した授業の実施回数
情報モラルに関する指導ができる教員の割合 (文部科学省及び川越市独自調査)	66%/校	80%/校	市内全中学校の教員のうち情報モラルに関する指導ができる教員の割合
図書館司書による学校訪問等の回数	20校	32校	市立小学校3年生の各学級を対象に本の紹介などを行う
学校への団体貸出数	5,725冊	8,000冊	市内小中高校の各学級を対象に100冊を上限に1ヶ月間貸出する冊数
新体力テスト総合評価(5段階)で3段階以上の割合	82.6%	90.0%	市内全中学校生徒の新体力テスト総合評価基準表の上位3段階の生徒の割合

2 安全・安心で質の高い教育を支える教育環境の整備・充実

項目	現在値 (平成21年度末)	目標値 (平成27年度末)	説明
学校施設の耐震化の推進	63%	100%	市内のすべての公立小中学校の耐震化の割合
大規模改造工事の推進	44%	59%	市内のすべての公立小中学校の大規模改造工事の実施割合
学校給食における地場産物の使用拡大	19.3%	20.0%	学校給食への川越産野菜使用割合

II 活力ある地域を創る生涯学習の推進

1 家庭・地域の教育力の向上

項目	現在値 (平成21年度末)	目標値 (平成27年度末)	説明
子どもサポート事業への参加者数	11,105人	15,000人	市内14地区の子どもサポート事業への参加者数

項目	現在値 (平成21年度末)	目標値 (平成27年度末)	説明
学校応援団の活動数	107件	216件	市内14地区の子どもサポート委員会が市内小・中学校へ学校応援団として活動する数
ジュニアリーダースクラブ登録者の割合	82.5%	85.0%	ジュニアリーダースクール認証者のうち、ジュニアリーダースクラブへ登録した児童の割合

2 生涯にわたる学習活動の推進

項目	現在値 (平成21年度末)	目標値 (平成27年度末)	説明
生涯学習センターの設置	0館	1館	生涯学習施設(センター)の設置数
町内公民館講座の開設数	69講座	70講座	町内公民館講座の開催希望講座数
生涯学習事業参加者数	93,530人	135,000人	公民館主催事業への参加者数
公民館における人権教育指導者養成講座参加者数	3,798人	4,000人	公民館主催の人権教育指導者養成講座への参加者数

3 生涯学習環境の整備・充実

項目	現在値 (平成21年度末)	目標値 (平成27年度末)	説明
蔵書数	799,883冊	860,000冊	川越市立図書館の所蔵資料数(図書だけでなく視聴覚資料なども含む)
大学図書館との連携	1校	2校	市内の大学図書館との相互協力校数
博物館の入館者数	89,022人	100,000人	博物館の年間入館者数
博物館の収蔵資料点数	35,850点	40,000点	博物館収蔵資料の累計点数
博物館の講座・教室の参加者数	3,194人	3,400人	博物館主催の講座・教室への参加者数
教育課程に位置付けた博物館活用の学校数	268校	300校	小中学校・高校・大学の博物館活用の年間学校数
川越シティカレッジの開催	5回	6回	川越シティカレッジの年間開催数

Ⅲ 歴史文化の継承と新しい市民文化の創造

1 文化財の保存・活用と芸術文化活動の充実

項目	現在値 (平成21年度末)	目標値 (平成27年度末)	説明
伝統的建造物の修理件数累計	34件	55件	重要伝統的建造物群保存地区保存整備事業における大規模な修理事業の件数
指定等文化財数	246件	255件	市、県、国指定等文化財数
河越館跡地の史跡公園整備率	30.4%	78.0%	指定史跡面積中の公有化面積に占める整備面積の割合
国指定史跡河越館跡史跡公園活用事業数累計	0件	5件	河越館跡史跡公園を利用した事業の総数
若い世代の参加事業の取組	0回	2回	若い人向けイベント年間開催数
文化芸術の支援	4事業	5事業	文化芸術を発表する機会の年間事業数
教育普及ボランティアの活動実施	0回	20回	美術館市民ボランティアの活動回数
ジュニア アートスクエアの開催	0回	12回	子どものプログラムの実施回数
市民ギャラリーの利用促進	45週稼働	47週稼働	市民ギャラリーの利用年間稼働数
川越市立中学校美術部の祭典の開催	17校	20校	美術部展に参加している学校の数
小中学生県特選美術作品展の開催	367人	700人	展覧会の入場観覧者数
創作室の利用促進	稼働率46.6%	稼働率65.0%	創作室の年間利用稼働率
文化施設の利用者数	593,643人	1,000,000人	市民の文化活動を促進するための文化施設の利用者(ここでいう文化施設とは川越市市民会館・やまぶき会館・川越西文化会館・川越南文化会館・川越駅東口多目的ホール及び川越市立美術館)

IV 多文化共生と国際交流・協力の推進

1 多文化共生と国際交流・協力の推進

項目	現在値 (平成21年度末)	目標値 (平成27年度末)	説明
国際交流センター利用人数	84人	120人	国際交流センターの開館日1日あたりの利用者数
姉妹都市(海外)間の交流数	3件	14件	海外姉妹都市との年間交流回数

V 生涯スポーツの推進

1 生涯スポーツの推進

項目	現在値 (平成21年度末)	目標値 (平成27年度末)	説明
スポーツ実施率(成人の月1回以上のスポーツ実施率)	46.8%	60.0%	成人における月1回以上スポーツを実施した人の割合
総合型地域スポーツクラブの設置数	2件	5件	市内に創設された総合型地域スポーツクラブの数

資料

1 用語の説明

行	用語	説明
あ行	ICT	Information and communication technologyの略。情報 (information) や通信 (communication) に関する技術の総称。
	いじめ・不登校対策検討委員会	本市のいじめ・不登校問題を解消するため、大学の教授等をスーパーバイザーとして、市内校長、教頭、教務主任、養護教諭等で組織した委員会。
	インターンシップ制度	大学生や高校生が在学中に企業等において自らの学習内容や将来の進路などに関連した就業体験を行う制度。
	英語指導助手(AET)	英語の発音を指導するネイティブスピーカー。 AETはAssistant English Teacherの略。
	栄養教諭制度	平成17年度から「栄養教諭」制度が創設され、食に関する指導や学校給食の管理を行う制度。
か行	外部アンケート	学校関係者ではない第三者によるアンケート。
	外部指導者	地域から招く指導者やその道の専門家。
	学校応援団事業	学校における学習活動、安心・安全確保、環境整備などについて、ボランティアとして協力・支援を行う保護者・地域住民による活動組織。
	学校関係者評価	地域住民、保護者、学校評議員などの関係者による評価。
	学校図書館図書標準	学校図書館に置く本の冊数や種類についての国の整備目標。
	学校評価	学校が教育活動の重点目標やその実現のための具体的方策を定め、その実施結果や達成状況について検証・評価を行い、更にこれを外部に公表することにより説明責任を果たし、学校運営の改善を図るしくみ。
	学校評議員制度	校長が地域に開かれた学校づくりを一層推進するため、学校評議員を招集し、意見を求める制度。
	川越市児童生徒体力向上推進委員会	昭和55年に、本市児童生徒の体力向上に向けて設置された委員会。

か行	川越市食育推進計画	川越市の食育の取組をより総合的、計画的に市民が一体となって推進していくため「食を通して市民の心身の健康の増進と、食に関する感謝の気持ちや豊かな人間形成をはぐくみ、いきいき川越をめざします」を基本理念とした平成22年度から平成26年度までの5年間の計画。
	川越市中中学生学力調査	市独自の調査で、中学校3年生を対象に5教科について、年2回実施。
	川越市中中学生社会体験事業	中学校1年生または2年生が連続する2日または3日間で事業所等の協力により行う社会体験事業。
	川越氷川祭の山車行事	川越城主松平伊豆守が祭礼用具を寄進したことに始まり、江戸の「山王祭」「神田祭」の儀式を取り入れながら、およそ350年にわたり受け継がれてきた祭り。平成17年2月に国指定重要無形民俗文化財に指定された。
	教育に関する3つの達成目標	児童生徒に知・徳・体の基礎基本を確実に身に付けさせる取組。
	教育に関する3つの達成目標推進研究委員会	全市立小・中学校の「教育に関する3つの達成目標」を推進し、児童生徒のバランスのとれた学力・規律ある態度・体力の育成を図るために調査・研究する委員会。
	教育普及事業	講座・講演会・教室など、市民の学習要求に応えるために博物館が提供する各種事業。
	教職員人事評価システム	年度当初に教職員自らが掲げた目標についての達成状況及び職務遂行の過程で発揮された能力や執務姿勢を総合的に評価し、資質能力の向上を図るしくみ。
	近隣大学	川越市内に所在する、尚美学園大学、東洋大学、東京国際大学、東邦音楽大学。川越市外に所在する東京電機大学。
小江戸中学生読書手帳	市立小・中学校の教職員や保護者、市立図書館職員から募集した「中学生に薦める本」の中から50冊を選定し、それぞれの本に紹介文を付けて小冊子にまとめたもの。市立中学校の全生徒に配布し、読書を促している。	

か行	小江戸読書マラソン	市立小学校の全児童を対象にした読書活動を促進する事業。約6ヶ月間に30冊を読むことを目指し、読書マラソンカードに書名・著者名や簡単な感想などを記録していく。30冊を読破すると、認定証がもらえる。
	国際理解教育	国際化した社会で、主体的に行動できる児童生徒の育成を目指すために、日本の文化や伝統等の認識を深め、異文化を理解し世界の人々と協調できる資質や能力を育成する。
	子どもサポート事業	地域の教育力により子どもたちの豊かな体験活動を支援すること。
さ行	さわやか相談員	いじめ・不登校等の問題で悩んでいる児童生徒や保護者に相談・援助するため、市内全中学校に配置された相談員。
	指定文化財	「文化財保護法」「埼玉県文化財保護条例」「川越市文化財保護条例」に基づき指定を受けた建造物・美術工芸品の有形文化財、演劇・音楽・工芸技術等の無形文化財、風俗慣習・民俗芸能等の無形の民俗文化財とそれに用いられる衣服・器具等の有形の民俗文化財、史跡・名勝・天然記念物の記念物、文化的景観、伝統的建造物群等をいう。
	市独自の少人数学級編制	生徒へのきめ細やかな授業や生活指導を行うための市独自の学級編制。対象校は中学校1学年で、1学級あたりの生徒が35人以内の学級編制。
	社会教育施設	市民のさまざまな学習活動を支援する恒常的な施設で、社会教育法では公民館・図書館・博物館などが挙げられている。
	就学支援委員会	障害があるため教育上特別な支援を必要とする児童・生徒及び就学予定者ならびにその保護者に対し、適正な就学支援を行う委員会。
	重要伝統的建造物群保存地区	伝統的建造物群と一体となって価値ある歴史的な環境を保存するため、「文化財保護法」及び「都市計画法」に基づき、市町村が定めた伝統的建造物群保存地区のうち、わが国にとって、その価値が特に高いものとして国が選定した地区。

さ行	小1プロブレム	入学したばかりの小学校1年生が、集団生活に馴染めず、授業中座ってられない、話を聴かない、騒ぐ等で、授業が成立しない状態。
	小・中・大学連携理科ふれあい事業	近隣大学の教員及び学生を各小中学校に招き、理科に関する観察・実験・実習を行う事業。
	情報モラル	情報社会において、被害者や加害者にならないようにするための考え方や態度。
	食育	生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの。さまざまな経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。
	新学習指導要領	小学校は平成23年度、中学校は平成24年度より全面实施される教育課程の内容。
	人権教育指導者	人権一般の普遍的な視点からの取組、具体的な人権課題に即した個別的な視点からの取組を推進するための指導者。広い識見を持ち、各人権課題について幅広い知識を持つ。
	人権啓発	国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動。
	進路指導・キャリア教育	進路指導は、生徒が自分の意志と責任で主体的に進路選択できるよう、指導援助すること。 キャリア教育は児童生徒一人ひとりの勤労観・職業観を育てる教育であり、その中核が進路指導。
	スクールガード・リーダー	文部科学省の「地域ぐるみ学校安全体制整備推進事業」として、小学校の防犯及び交通安全面の指導を行うために、県が配置している。
総合型地域スポーツクラブ	人々が、身近な地域でスポーツやレクリエーションに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブ。多世代、多種目、多志向という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブ。	

さ行	相互利用協定	川越市と他の自治体などの中で、それぞれの利用者が、本来の利用資格(市内在住・在勤・在学)を超えて、相互に資料や施設を利用できるように取り結んだ協定。利用条件はそれぞれの協定により異なる。
た行	体育指導委員	市のスポーツ振興のため、住民に対し、スポーツの実技の指導、その他スポーツに関する指導及び助言を行う。スポーツ振興法に位置付けられ、市より委嘱される。
	第二次市立川越高等学校将来構想懇話会	市立川越高等学校の学科編制の在り方、学校規模の在り方について検討する会。
	第二次川越市子ども読書活動推進計画	市内の子ども読書活動の施策を総合的かつ体系的に推進するため、平成17年3月に策定された「川越市子ども読書活動推進計画」の第二次計画(平成22年度から5年間を想定)。
	地域ぐるみ教育推進ネットワーク会議	地域ぐるみの教育を展開するため、各団体の代表者による組織で、団体の教育活動について、学校・家庭・地域の連携を深めるため、情報の収集、提供及び連絡調整を行う会議。
	地域人材の活用事業	市内小・中学校が地域の教育力を活用し、特色ある学校づくりを推進する事業。
	中1ギャップ	中学校に入学し、学習や生活の変化になじめず、不登校となったり、いじめ等が急増する現象。
	町内公民館	自治会が維持管理している公民館等。
	調理場のドライ化	床からの跳ね水などによる食品の汚染を防ぐため、床に水を流さずに乾いた状態で、調理や洗浄作業を行う方式にすること。
	展示機能	資料の収集保存、調査研究、展示、教育普及という博物館の主要な機能のひとつ。展示は、教育的配慮のもとに資料を陳列し、来館者の利用に供する役割を担う。
	特別支援教育	児童生徒一人ひとりの特性に応じ生活や学習上の困難を改善または克服するための適切な指導・支援を行い児童生徒が自立できるようにする。
特別支援教育コーディネーター	校内における特別支援教育の体制や整備を推進するために、保護者や学級担任の相談窓口になったり、事例の検討や研修会のために地域の関係機関との連携や調整を行う。	

た行	図書館サービス網計画	本市の、どの地域に住む市民も等しく図書館サービスが受けられるよう、サービス拠点の整備・充実を図ろうとする計画。
	図書整理員	学校図書館教育の充実を図るため、小・中学校に配置する市費臨時職員。
	トップアスリートふれあい事業	近隣の大学において、運動面で活躍する学生や教官を各小学校に招き、子どもたちに運動することの楽しさや喜びを体験させ、本市児童生徒の体力向上の一助とするために、平成19年度から実施。
な行	日本語指導ボランティア	市内小・中学校に在籍する日本語指導を必要とする外国籍の児童生徒に対して支援を行う事業。
	ノーマライゼーション	障害のある人を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きることこそノーマルであるという考え方。
は行	発達障害	さまざまな原因によって乳児期から幼児期にかけて生じる発達遅延である。精神発達遅滞、広汎性発達障害(PDD)、学習障害(LD)がある。
	PDCAサイクル	計画・実践・評価・改善のサイクル。
	標準学力検査	小学校4～6年生(4教科)、中学校1年生(4教科)、中学校2年生(5教科)で行う学力検査。
や行	幼保小連絡懇談会	幼稚園・保育園・小学校が保育や教育の現状について相互理解を深め、その充実を図る懇談会。
	余裕教室	少子化により児童数、学級数が減少し、将来にわたっても空き教室と見込まれる教室のこと。文部科学省では、余裕教室を「将来とも恒久的に余裕となると見込まれる普通教室」と定義している。
ら行	ライフステージ	人間の一生における児童期、青年期、成人期、高齢期などのそれぞれの時期。
	理科実験助手派遣事業	市内小・中学校に理科実験助手を配置する事業。
	リカレント教育	社会に出た成人が再び大学等の高等教育機関で学ぶ制度。

2 川越市市民満足度調査報告書（抜粋）

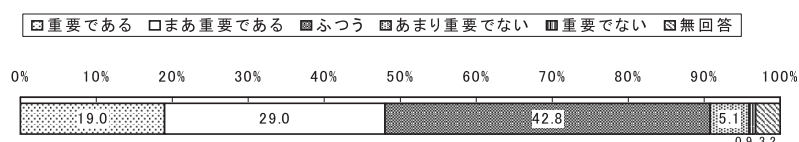
平成20年7月に実施した川越市市民満足度調査報告書より、教育分野の調査結果（第三次川越市総合計画第2章の教育・文化・スポーツについて8施策及び第6章の人権に関する施策のうち1施策について、市民にとっての「重要度」と、施策の取組に対する「満足度」の調査）を抜粋掲載します。

1 生涯学習環境の整備・充実

【施策の内容】

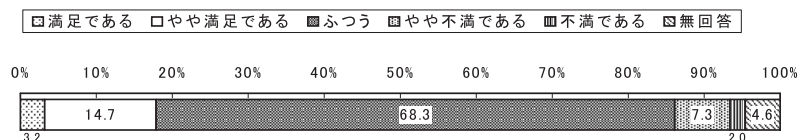
市民のだれもが生涯を通じて、関心と必要に応じた学習を行い、生きがいの追及や暮らし方を再発見できるよう、生涯学習の環境整備に取り組んでいます。

<重要度>



- 全体でみると、「重要である」「まあ重要である」の合計は48.0%となっている。

<満足度>



- 全体でみると、「満足である」「やや満足である」の合計は17.9%、「やや不満である」「不満である」の合計は9.3%となっている。

主な不満理由

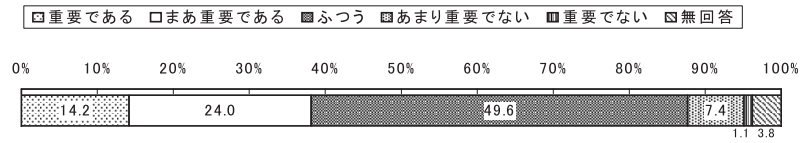
- 身近なところに施設がない。交通の便が悪い。
- 図書館が少ない。図書館の本を増やしてほしい。

2 生涯にわたる学習活動の推進

【施策の内容】

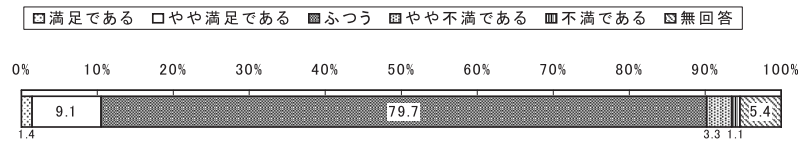
市民の多様な生涯学習のニーズや社会の変化に応じた学習課題に応えるため、多様な学習機会の提供に取り組んでいます。

<重要度>



- 全体でみると、「重要である」「まあ重要である」の合計は38.2%となっている。

<満足度>



- 全体でみると、「満足である」「やや満足である」の合計は10.5%、「やや不満である」「不満である」の合計は4.4%となっている。

主な不満理由

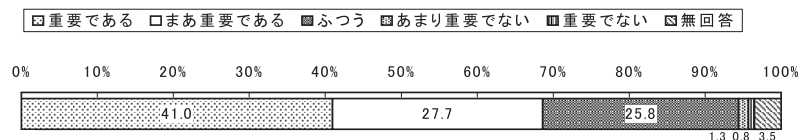
- どのようなものがあるのかが、よく分からない。情報がほしい。
- 学習機会の数、定員をもう少し増やしてほしい。

3 豊かな人間性をはぐくむ教育の推進

【施策の内容】

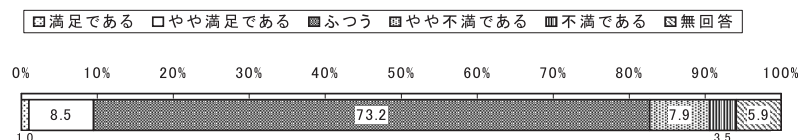
将来を担う児童生徒の「生きる力」をはぐくむため、一人ひとりの個性を生かす教育の充実に取り組んでいます。

<重要度>



- 全体でみると、「重要である」「まあ重要である」の合計は68.7%となっている。

<満足度>



- 全体でみると、「満足である」「やや満足である」の合計は9.5%、「やや不満である」「不満である」の合計は11.4%となっている。

主な不満理由

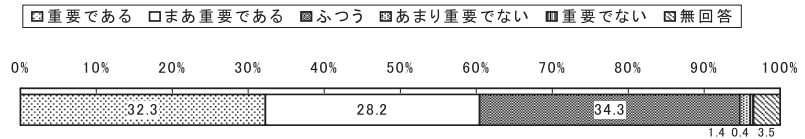
- 一クラスの少人数制を高めてほしい。
- 教職員の資質を向上させてほしい。

4 教育環境の整備・充実

【施策の内容】

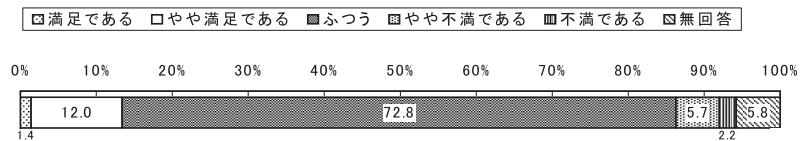
社会の変化に対応した教育環境の整備・充実に取り組んでいます。

<重要度>



•全体でみると、「重要である」「まあ重要である」の合計は60.5%となっている。

<満足度>



•全体でみると、「満足である」「やや満足である」の合計は13.4%、「やや不満である」「不満である」の合計は7.9%となっている。

主な不満理由

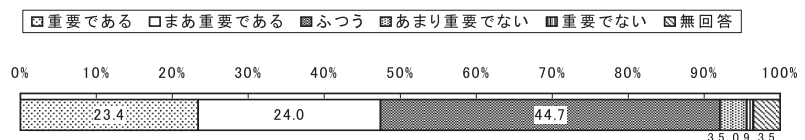
- 学校選択制を導入してほしい。
- 通学路の安全対策がなされていない。
- 学校が老朽化している。

5 平和で思いやりのある地域社会づくり（川越市総合計画第6章より）

【施策の内容】

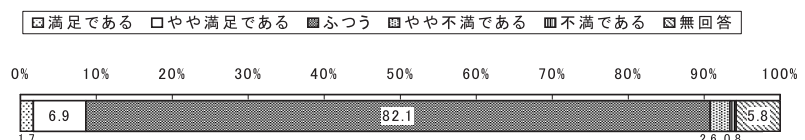
すべての市民が人権問題について正しく理解し認識を深め、差別や偏見のない明るい社会の実現に取り組んでいます。

<重要度>



•全体でみると、「重要である」「まあ重要である」の合計は47.4%となっている。

<満足度>



•全体でみると、「満足である」「やや満足である」の合計は8.6%、「やや不満である」「不満である」の合計は3.4%となっている。

主な不満理由

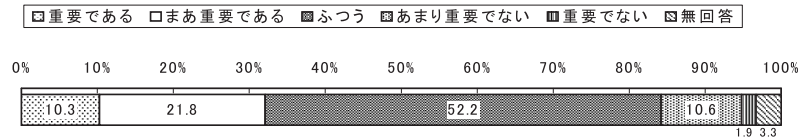
- 人権問題への意識を、もっと深めるべき。

6 芸術文化活動の充実

【施策の内容】

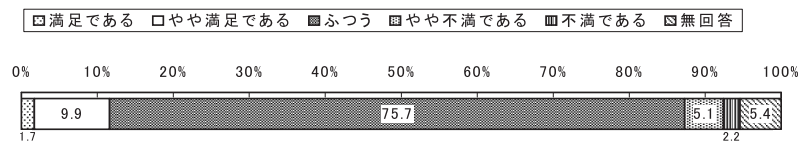
新たな芸術文化を創造するため、市民の芸術文化活動を支援するとともに、身近なところで芸術文化に親しめる環境の整備に取り組んでいます。

<重要度>



- 全体でみると、「重要である」「まあ重要である」の合計は32.1%となっている。

<満足度>



- 全体でみると、「満足である」「やや満足である」の合計は11.6%、「やや不満である」「不満である」の合計は7.3%となっている。

主な不満理由

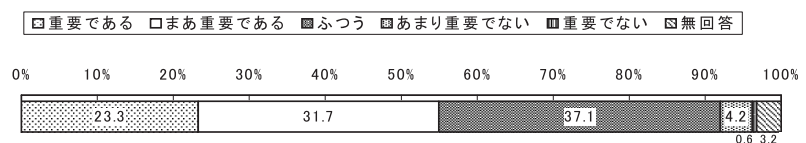
- 市民会館が古く使いづらい。
- 芸術文化の鑑賞機会を充実してほしい。

7 文化財の保存・活用

【施策の内容】

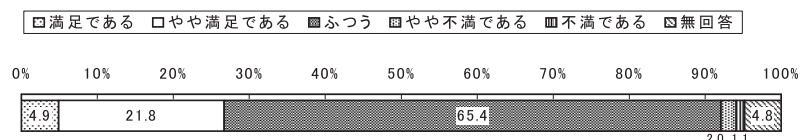
先人から受け継いだ豊かな歴史文化を次世代に継承するため、文化財の保存整備及び活用に取り組んでいます。

<重要度>



- 全体でみると、「重要である」「まあ重要である」の合計は55.0%となっている。

<満足度>



- 全体でみると、「満足である」「やや満足である」の合計は26.7%、「やや不満である」「不満である」の合計は3.1%となっている。

主な不満理由

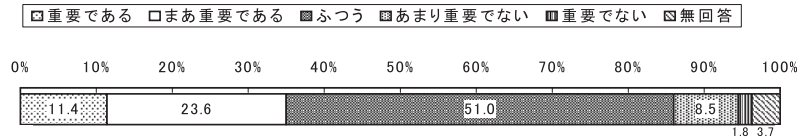
- 学校教育との連携した取組、地元の歴史教育が必要。
- 啓発活動が少ない(広報等でもっと良く知らせる)。

8 多文化共生と国際交流・協力の推進

【施策の内容】

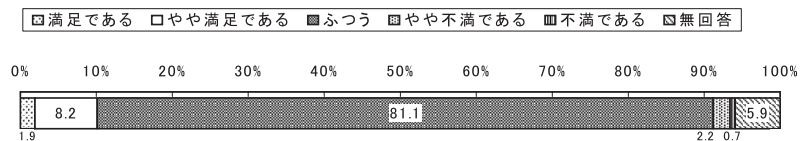
外国籍市民を含めたすべての市民が共生する多様性に富んだ地域社会の実現と、市民の国際交流・協力の推進に取り組んでいます。

<重要度>



- 全体でみると、「重要である」「まあ重要である」の合計は35.0%となっている。

<満足度>



- 全体でみると、「満足である」「やや満足である」の合計は10.1%、「やや不満である」「不満である」の合計は2.9%となっている。

主な不満理由

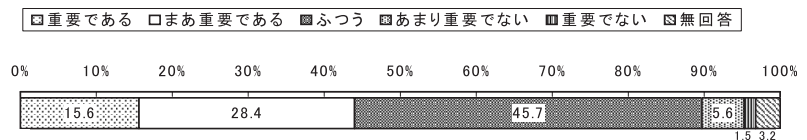
- 国際交流、姉妹都市交流等、市民参加型の交流を増やしてほしい。
- 治安が悪くなる。
- 具体的活動内容の情報が少ない。

9 生涯スポーツの推進

【施策の内容】

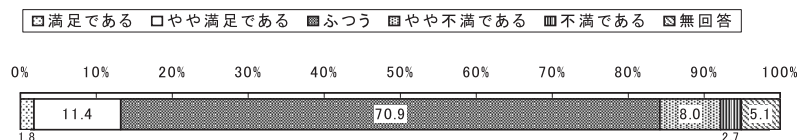
市民が身近なところでスポーツ・レクリエーションに親しみ、心身ともに健康で豊かな生活を送ることができる生涯スポーツ社会の実現に取り組んでいます。

<重要度>



- 全体でみると、「重要である」「まあ重要である」の合計は44.0%となっている。

<満足度>



- 全体でみると、「満足である」「やや満足である」の合計は13.2%、「やや不満である」「不満である」の合計は10.7%となっている。

主な不満理由

- スポーツ施設を増やしてほしい。
- 高齢者の健康維持のため、スポーツ施設を各地域にほしい。

3 川越市教育振興基本計画策定経過

日 程		内 容
平成21年	9月	第1回策定会議
平成22年	3月	第2回策定会議 教育委員会定例会
	4月	第3回策定会議
	6月	庁議
	7月	第4回策定会議 第5回策定会議
	8月	第6回策定会議 教育委員会定例会
	10月	第1回検討懇話会
	11月	庁議 計画素案 第2回検討懇話会
	12月	第3回検討懇話会
平成23年	1月	パブリック・コメント 12/27～1/26 素案に対する意見を、広く市民から募集 パブリック・コメントで寄せられた意見を報告 第4回検討懇話会
	2月	第7回策定会議 第8回策定会議 計画案 教育委員会定例会 市長決裁 計画策定

4 川越市教育振興基本計画策定会議設置要綱

川越市教育振興基本計画策定会議設置要綱

(設置)

第1条 教育基本法第17条第2項の規定に基づき、川越市教育振興基本計画を策定するため、川越市教育振興基本計画策定会議（以下、「策定会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 策定会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 教育振興基本計画策定の手法等の検討に関する事
- (2) 市民参加の手法等の検討に関する事
- (3) 原案の作成等

(組織)

第3条 策定会議は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、教育総務部長をもって充てる。

3 副委員長は、学校教育部長、文化スポーツ部長をもって充て、委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(職務)

第4条 委員長は、会務を掌理し、会議を招集し、会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(関係職員の出席)

第5条 委員長が必要であると認めたときは、関係職員の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 策定会議の庶務は、教育総務課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、策定会議の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁のあった日から施行する。

(平成22年6月16日 市長決裁)

別 表 (第3条関係)

教育総務部長	学校教育部長	文化スポーツ部長		
教育総務課長	教育財務課長	地域教育支援課長	文化財保護課長	中央公民館長
中央図書館長	博物館長			
学校管理課長	教育指導課長	学校給食課長	教育センター所長	
市立川越高等学校事務長				
文化振興課長	スポーツ振興課長	美術館長		

5 川越市教育振興基本計画検討懇話会設置要綱

川越市教育振興基本計画検討懇話会設置要綱

(設置)

第1条 川越市教育振興基本計画の策定に当たり、広く意見を聞くため、川越市教育振興基本計画検討懇話会（以下「懇話会」という。）を置く。

(組織)

第2条 懇話会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体
- (3) 公募

3 委員の任期は、第2項の規定により委嘱をした日から、その日の属する年度の末日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第3条 懇話会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(会議)

第4条 懇話会の会議は、会長が招集する。

2 懇話会の会議は、委員の半数以上の出席をもって成立する。

3 懇話会の会議は、教育委員が出席し、意見を述べることができる。

4 懇話会の会議は、会長が議事進行を務める。

5 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見をきくことができる。

6 懇話会の会議は、公開を原則とする。その他、会議の公開に関する事項は、「川越市附属機関等の会議の公開に関する実施基準」の規定によるものとする。

(事務)

第5条 懇話会の事務は、教育委員会教育総務部教育総務課において処理する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営その他必要な事項は、会長が懇話会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成22年6月16日から施行する。

この要綱による最初の会議は、第4条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

川越市教育振興基本計画検討懇話会委員名簿

会 長 遠藤 克弥 副会長 西村 平雪

種 別	氏 名	備 考
学識経験者	遠藤 克弥	東京国際大学学長補佐
学識経験者	大西 麗衣子	尚美学園大学専任講師
学識経験者	水谷 薫	川越市立川越小学校長（川越市校長会会長）
学識経験者	鈴木 隆雄	川越市立高階西中学校長（川越市中学校長会会長）
学識経験者	青木 勇藤	川越市立川越高等学校長
各種団体	大木 直子	川越市PTA連合会書記
各種団体	内田 千晴	川越市子ども会育成団体連絡協議会副会長
各種団体	西村 平雪	川越市公民館運営審議会会長
各種団体	井上 浩	川越市文化財保護審議会会長
各種団体	小山 久子	川越市レクリエーション協会理事長
公募委員	齋藤 弘一	
公募委員	栗原 保	

※敬称略、順不同、所属団体及び役職等は委嘱時点。

6 意見等の結果

1 川越市教育振興基本計画検討懇話会

(1) 開催回数 4回

(2) 議事の内容

第1回 平成22年10月7日（木）開催

- ・計画策定の概要について
- ・計画の総論について

第2回 平成22年11月4日（木）開催

- ・計画の各論について 方向性Ⅰ施策1（1）から方向性Ⅰ施策1（10）

第3回 平成22年12月22日（水）開催

- ・計画の各論について 方向性Ⅰ施策1（11）から方向性Ⅴ施策1（2）

第4回 平成23年2月10日（木）開催

- ・計画全体の確認について
- ・計画の修正内容について
- ・懇話会の検討結果について

(3) 意見数 合計29件

- (内訳) ・意見 10件（計画を修正したものは4件）
- ・質問、要望 19件

2 パブリック・コメント

(1) 募集期間 平成22年12月27日（月）～平成23年1月26日（水）

(2) 意見数 1名2件

川越市教育振興基本計画

平成23年2月

発行 川越市・川越市教育委員会

編集 川越市教育委員会教育総務部教育総務課

〒350 - 8601埼玉県川越市元町1丁目3番地1

電話049 - 224 - 6074 (直通)

<http://www.city.kawagoe.saitama.jp/>



川越市マスコットキャラクター
ときも

生きる力と学びを育む川越市の教育 —川越市教育振興基本計画—



この印刷物は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づく基本方針の判断を満たす紙を使用しています。



この冊子のインキは、環境にやさしい大豆油インキを使用しています。

